

# 長野原町国土強靱化地域計画

令和4年3月

長野原町



<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 策定の背景・趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	2
<b>第2章 長野原町の地域特性</b> .....	<b>3</b>
1 自然的特性 .....	4
2 社会的特性 .....	6
3 過去の災害および今後予想される災害 .....	7
<b>第3章 強靱化の基本的な考え方</b> .....	<b>11</b>
1 基本目標 .....	12
2 基本的な方針 .....	12
3 事前に備えるべき目標 .....	13
4 対象とする自然災害 .....	13
<b>第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針</b> .....	<b>15</b>
1 リスクシナリオの設定 .....	16
2 施策分野の設定 .....	17
3 脆弱性評価及び施策の推進方針 .....	17
目標1 .....	18
目標2 .....	36
目標3 .....	48
目標4 .....	54
目標5 .....	58
目標6 .....	66
目標7 .....	74
<b>第5章 計画の推進と進捗管理</b> .....	<b>81</b>
1 対応方策の重点化と優先順位の設定 .....	82
2 対応方策の推進と進捗管理 .....	82
3 計画の見直し .....	82
<b>リスクシナリオごとの施策一覧</b> .....	<b>83</b>



## **第1章 はじめに**

## 1 策定の背景・趣旨

我が国では、これまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、その度に経済的・社会的損失を受け、長期間にわたり復旧・復興を図る「事後対策」を余儀なくされてきました。近年では大規模地震をはじめ、ゲリラ豪雨等による大規模水害や土砂災害など、災害が激甚化、頻発化してきており、改めて大規模災害に対する事前の備えを行うことの重要性が高まっています。

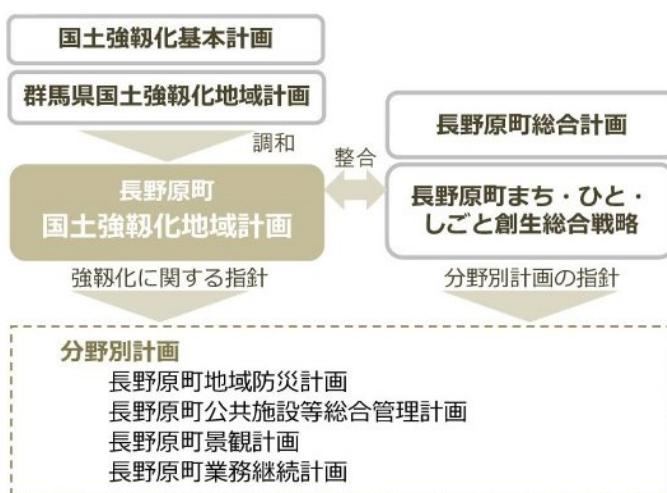
国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。

また、群馬県においては、基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

このような中、本町においても、災害発生時に町民の生命及び生活を守るとともに、被害を最小限に抑え、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため、「長野原町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する地域計画であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画であります。そのため、県地域計画との整合・調和を保つとともに、町政の基本方針である「長野原町総合計画」、「長野原町人口ビジョン 長野原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合・調和を図りながら、長野原町地域防災計画をはじめとする本町における強靱化に関する様々な分野の計画等の指針となるものであります。



## 3 計画期間

令和 4 年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化や強靱化施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

## **第2章 長野原町の地域特性**

# 1 自然的特性

## (1) 地形・地質

本町は群馬県北西部に位置し、町土の約 80 パーセント近くが山林原野であり、南北に細長い地形で、高低差が約 1,000 メートルもあることから、多彩な自然にあふれています。

町の北部は、吾妻川に沿って集落が立ち並び、標高 510～830 メートルの山岳傾斜地帯で、南部は浅間山の北麓に広がる標高 900～1,300 メートルの浅間高原地帯となっています。

吾妻川本川沿いは平均河床勾配 1/30～1/60 程度、各支川においては平均河床勾配 1/10～1/20 程度と非常に急峻な地形を呈しています。

また、北に草津白根山、南に浅間山が広がり、流域内の大部分が火山噴出物からなる脆弱な地質で形成されており、上流域には多数の崩壊地が存在し、土砂の流出が活発な地域となっています。

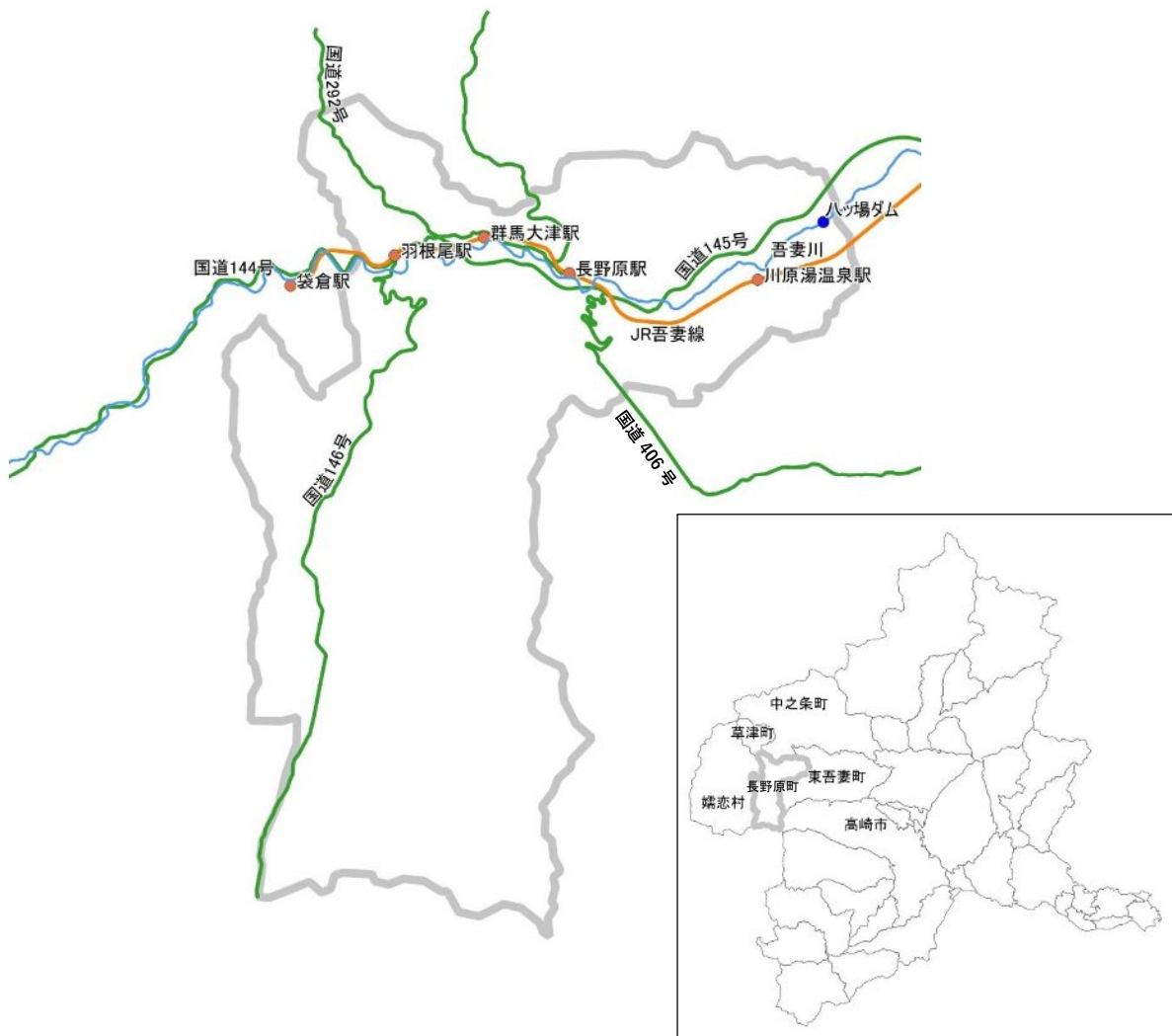


図 長野原町概況図



## (2) 活断層

群馬県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層や同断層と平行する全長約23kmの平井一櫛挽（くしびき）断層帯、磯部断層が断続的に分布し、本町はその延長線上に位置しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井一櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約82kmの断層帯は「関東平野北西縁断層帯」と定義されています。

本町の周辺には、姥ヶ原断層、三方ヶ峰断層、トーミ断層が分布しているほか、長野県北部の長さ約58kmの「長野盆地西縁断層帯」も近くに位置しています。

「関東平野北西縁断層帯」、「長野盆地西縁断層帯」は「新編日本の活断層」で確実に活断層である（確実度Ⅰ）とされた主要断層であり、それぞれの長期評価が発表されています。

## (3) 河川

町内の代表的な河川としては、利根川水系の一級河川である吾妻川が、町の北側を東西に流れています。吾妻川は、群馬と長野の県境にある鳥居峠を源流として、複数の支川を合わせて、渋川市付近で利根川と合流し、その流域面積は1,274km<sup>2</sup>、幹線流路延長は76kmに及び利根川水系の代表的な支川の一つです。また、吾妻川の支川として、白砂川、久森沢川、熊川、地藏川、片蓋川、遅沢川、小宿川が町内を流れています。

なお、吾妻川では、利水、治水、発電を目的とする国直轄事業の多目的ダムであるハツ場ダムが建設されています。

## (4) 気候

本町の気候は、標高の低い北部と高い南部の2つに大きく分けることができます。南部は標高1,000m以上の高原地帯にあり、気温は北海道並（亜寒帯湿潤気候）で、年平均気温は7～8度前後、最暖月（8月）の平均気温は20度前後と30度を越えることはまれで、実際に避暑地として利用されています。また、最寒月（2月）の平均気温は-6度前後、最低気温は-20度以下まで下がります。対して北部は標高は510～830mの山岳傾斜地帯に位置し、南部より平均気温が2、3度高いです。

降水量は年間1,200mmから1,500mmで、関東地方平野部とほぼ変わらず、北部、南部での相違は大きくは見られません。

積雪については、平成26年2月16日に記録した162cmが最高積雪深となっています。

## 2 社会的特性

### (1) 人口

町の人口は、昭和30年の8,349人（国勢調査）をピークに、その後徐々に減少し、令和2年には5,095人（国勢調査）となっています。

町の年齢別の人口は、年少人口が434人で8.5%、生産年齢人口が2,621人で51.4%、65歳以上の老年人口が1,991人で39.1%となっています（令和2年国勢調査）。

### (2) 建物

本町の木造住宅棟数は約3,700棟となっており、建築年代別では耐震性能に不安がある昭和56年以前の木造建物は約1,468棟で、全体の約40%となっています（「長野原町耐震改修促進計画」平成31年3月、長野原町）。

町において多数の者が利用する建築物は全棟数29棟に対し、耐震化棟数は28棟（97%）、町有公共建築物は全棟数146棟に対し、耐震化棟数は128棟（88%）となっています。

### (3) 交通

町の道路は、国道144号・145号・146号の3国道の基点が結節し、草津温泉や鬼押出し、万座温泉、軽井沢など、県内はもとより長野県を含めた主要観光・リゾート地等を結ぶ交通の要衝としての役割を果たしています。また、現在、渋川市と吾妻郡、長野県東御市を結ぶ高規格道路・上信自動車道の建設が進められています。

本町の鉄道は、JR吾妻線が東西に走り、川原湯温泉駅、長野原草津口駅、群馬大津駅、羽根尾駅の4つの駅を有し、上野駅や首都東京に直結しています。

### (4) 土地利用

本町の土地利用を地目別面積で見ると、山林が最も多く全体の67.1%を占めており、次に多いのが畑で9.0%、以下順に原野の7.1%、宅地の5.7%となっています。

### 3 過去の災害および今後予想される災害

過去の災害履歴と今後予想される災害は下表のとおりです。

自然災害	過去の災害および今後予想される災害
地震	<p>【過去の災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*明治 45 年 7 月 16 日 M5.7 浅間山中腹小諸市付近</li> <li>*大正元年 8 月 17 日 M5.1 浅間山西 上田市付近</li> <li>*大正 5 年 2 月 22 日 M6.2 浅間山麓 嬬恋村付近</li> <li>*昭和 61 年 8 月 24 日 M4.9 浅間山南西 北御牧村付近</li> </ul> <p>【今後予想される災害】</p> <p>関東平野北西縁断層帯主部による地震、六日町断層帯地震及び長野盆地西縁断層帯地震発生確率は、最も低い</p>
風水害 土砂災害	<p>【過去の災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*台風第 5 号による災害（平成 10 年 9 月 16 日） 半壊 1、一部損壊 2、床下浸水 3、住宅団地周辺危険地域に避難勧告</li> <li>*熱帯低気圧による災害（平成 11 年 8 月 14、15 日） 軽傷者 1、全壊 2、半壊 1、一部損壊 1、床上浸水 5</li> <li>*集中豪雨による災害（平成 12 年 9 月 17 日） 床上浸水 1、床下浸水 3 横壁東地区住民自主避難 横壁地区、長野原地区避難勧告</li> <li>*国道 145 号（長野原町川原湯～東吾妻町松谷間）で土砂流出が発生（平成 23 年 8 月 7 日） 自動車 8 台計 17 名が取り残される（怪我人なし） JR 川原湯温泉駅南東側で崖崩れが発生、土砂が国道、駅構内、線路に流れ込む</li> <li>*令和元年東日本台風（令和元年 10 月 12 日） 関東甲信地方、東北地方等の多くの地点で観測史上第 1 位の 24 時間雨量を記録 嬬恋村では吾妻川の増水により、国道 144 号の鳴岩橋が落橋、周辺の道路も約 320m にわたって崩落</li> </ul> <p>【今後予想される災害】</p> <p>（風水害） 本州中部、関東地方を通過し、北東の進路を取る台風は暴風雨が強く、大きな被害を及ぼすことが予想される 風害では、強風や突風による住家被害やパイプハウス等の農業施設、農作物への被害、樹木等の倒壊による二次災害の発生が想定される</p> <p>（土砂災害） 集中豪雨が発生した場合、土砂崩れや土石流災害、地すべりの発生及び道路の崩壊等特に山間部では、土砂崩壊の危険箇所が多数点在しているため、斜面崩壊等により道路が寸断され、孤立集落が発生することが予想される</p>

<p><b>雪 害</b></p>	<p>【過去の災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 県内記録的な大雪による災害（平成 26 年 2 月 14、15 日）</li> <li>（人的被害）死者 7 名、重傷 23 名、軽傷 56 名</li> <li>（住家被害）半壊 1 棟、一部破損 27 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 4 棟、</li> <li>（非住家被害）全壊 13 棟、半壊 3 棟</li> <li>* 本町は人的被害及び建物被害ともになし</li> <li>* 本町の草津観測所の積雪深は歴代 1 位の 162cm を記録</li> </ul> <p>【今後予想される災害】</p> <p>地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇の影響により、今後大雪が頻発するおそれ</p>
<p><b>雹 害</b></p>	<p>【過去の災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 平成 7 年 8 月 20 日</li> <li>（被害）キャベツ・白菜・レタス・とうもろこし・大根等 62ha、1 億 2,900 万円超の被害</li> <li>（アテロ・下小菅・小代原・堂光原・与喜屋）</li> </ul>
<p><b>火 山 災 害</b></p>	<p>【過去の災害】</p> <p>○浅間山災害履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 昭和 34 年 4 月 14 日 大爆発</li> <li>（噴煙）高度 7,000m 南東に流れ、火山弾は 3.3km に達する</li> <li>（降灰）東京、横浜まで達する</li> <li>（被害）火山弾により山火事発生、国有林 61ha 焼失</li> <li>* 昭和 36 年 8 月 18 日 大爆発</li> <li>（噴煙）高度 7,000m 南東に流れ、火山弾は 3.3km に達する軽井沢付近に 2cm の礫が降る</li> <li>（被害）登山者 1 人行方不明、火山礫、砂灰により農作物に被害発生</li> <li>* 昭和 58 年 4 月 8 日 噴火</li> <li>（被害）山腹（南斜面）で山火事発生</li> <li>* 平成 16 年 9 月 1 日 噴火</li> <li>（被害）高原野菜が降灰の被害</li> <li>* 平成 23 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震以降、3 月 12 日から山頂火口の南及び南東で地震活動が活発化</li> <li>* 平成 27 年 6 月 小規模噴火</li> <li>4 月下旬から火山性地震が多く、6 月に二酸化硫黄の放出量が増加</li> <li>6 月 16 日、19 日にごく小規模な噴火が発生</li> </ul>

<p><b>火 山 災 害</b></p>	<p>○草津白根山災害履歴</p> <p>*昭和 57 年 10 月 26 日、12 月 29 日 小規模水蒸気噴火 火砕物降下</p> <p>*昭和 58 年 7 月 26 日 小規模水蒸気噴火 (噴石) 人頭大の噴石を 600~700m の範囲に放出 (降灰) 東南東方向、渋川まで達する</p> <p>*平成 23 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震以降、地震活動が活発化</p> <p>*平成 30 年 1 月 23 日 小噴火 (噴石) 長径 50cm の岩塊の最大水平飛距離 350m、噴出物 3.6×10<sup>4</sup> トン (被害) 死者 1 名、負傷者 11 名</p> <p><b>【今後予想される災害】</b> 現在も浅間山、草津白根山は火山活動継続中</p>
<p><b>林 野 火 災</b></p>	<p><b>【過去の災害】</b> 浅間山の噴火に伴う林野火災</p> <p>*昭和 34 年 4 月 14 日 大爆発 (被害) 火山弾により山火事発生、国有林 61ha 焼失</p> <p>*昭和 58 年 4 月 8 日 噴火 (被害) 山腹 (南斜面) で山火事発生</p>



## **第3章 強靱化の基本的な考え方**

## 1 基本目標

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

## 2 基本的な方針

### (1) 取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたります。
- ②時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
- ③本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### (3) 効率的な施策の推進

- ①人口の減少等に起因する県民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ②既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③限られた資金を最大限に活用するため、国や県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。
- ④施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するように努めます。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ②女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。



### 3 事前に備えるべき目標

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、本町では以下の7つの事前に備えるべき目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 5 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6 制御不能な二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 4 対象とする自然災害

本町の地域特性及び災害履歴、国及び群馬県が対象とする大規模自然災害を勘案して、以下のよう

に設定します。

想定される自然災害	想定する事象
地震	関東平野北西縁断層帯主部 六日町断層帯地震 長野盆地西縁断層帯地震等による地震を想定
風水害	台風や豪雨等による大規模水害を想定
土砂災害	台風や豪雨等による大規模土砂災害を想定
火山噴火	浅間山、草津白根山の噴火を想定
暴風雨・雪害	大雪等による大規模雪害を想定
林野火災	大規模な林野火災を想定
複合災害	地震発生前後の台風・豪雨による水害や土砂災害等を想定



## **第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針**

# 1 リスクシナリオの設定

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の強靱化を推進するために、前項であげた7つの目標に対し、以下の25個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の <b>大規模倒壊や火災</b> による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2	気候変動の影響により <b>大規模水害</b> が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
		1-3	<b>大規模な火山噴火・土砂災害</b> 等による多数の死傷者の発生
		1-4	<b>大雪</b> による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	<b>情報伝達の不備や防災意識の低さ</b> 等に起因した <b>避難行動の遅れ</b> 等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる <b>物資供給の長期停止</b>
		2-2	多数かつ長期にわたる <b>孤立集落</b> 等の同時発生
		2-3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による <b>救助・救急活動等の絶対的不足</b>
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による <b>医療・福祉機能の麻痺</b>
		2-5	被災地における <b>感染症</b> 等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる <b>治安の悪化</b> 、信号機の全面停止等による <b>重大事故</b> の多発
		3-2	町の職員・施設等の被災による <b>行政機能の大幅な低下</b>
4	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギーの供給の停止等による <b>企業活動等の停滞</b>
		4-2	<b>食料等の安定供給の停滞</b>
5	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等の <b>エネルギー供給機能の長期停止</b>
		5-2	<b>上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止</b> （異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
		5-3	<b>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
		5-4	町外との基幹交通及び地域 <b>交通ネットワークの機能停止</b>
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	防災施設や貯水池等の損壊・機能不全による <b>二次災害の発生</b>
		6-2	<b>有害物質の大規模拡散・流出</b>
		6-3	<b>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b>
		6-4	風評被害等による <b>地域経済等への甚大な影響</b>
7	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する <b>災害廃棄物の処理の停滞</b> により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復旧・復興を担う <b>人材</b> （専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の <b>不足</b> により、町や生活の復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	<b>地域コミュニティの崩壊</b> 、 <b>治安の悪化</b> 等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 2 施策分野の設定

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野をもとに、10の個別施策分野及び2の横断的分野を設定しました。

		施策分野
個別 施策 分野	(1)	行政機能／警察・消防等／防災教育等
	(2)	住宅・都市
	(3)	保健医療・福祉
	(4)	エネルギー
	(5)	情報通信
	(6)	産業構造
	(7)	交通・物流
	(8)	農林水産
	(9)	国土保全
	(10)	環境
横断的 分野	(1)	リスクコミュニケーション
	(2)	人材育成

## 3 脆弱性評価及び施策の推進方針

1で設定した25のリスクシナリオに関して、本町が実施している事業の進捗状況等から、最悪の事態の回避に向けた課題や必要な事項等について、現状分析・評価を行いました。

また、これらの現状分析結果（脆弱性評価結果）を踏まえ、今後行うべき施策の検討・整理を行いました。

## 目標 1 人命の保護が最大限図られる

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 1-1-① 建築物の耐震化

- 耐震診断・耐震化の件数は横ばいであることから、耐震化率を向上させる必要がある。

#### 1-1-② 建築物の防火対策

- 消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせ消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する必要がある。

#### 1-1-③ 公共施設の長寿命化

- 長寿命化計画に基づき、公共施設の修繕・改善を実施しているが、さらなる長寿命化計画の促進を図る必要がある。

#### 1-1-④ 緊急輸送道路の整備

- 災害時に緊急輸送道路の閉塞が起らないよう、沿道建物の耐震化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路が1路線指定済みであることから、維持管理の体制強化を図る必要がある。

#### 1-1-⑤ 空き家の抑制・除去・利活用

- 空き家の発生を抑制するとともに、老朽化した空き家については、除却を検討する必要がある。
- 使用可能な空き家については、活用方法を検討する必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-1-①	住宅・建築物安全ストック形成事業	建設課	住宅・都市
1-1-③	長寿命化計画に基づく各住棟の維持管理	建設課	住宅・都市
1-1-④	緊急輸送道路の検討及び整備	建設課、県	住宅・都市
1-1-④	木造住宅の耐震診断及び耐震補強事業の推進	建設課、県	住宅・都市
1-1-⑤	空き家バンク事業推進	企画政策課	住宅・都市

施策の推進方針

1-1-① 建築物の耐震化【建設課】

- 住宅、公共施設、医療・福祉施設等の耐震化の促進を図る。  
 <交付金事業>  
 木造住宅耐震診断者派遣（住宅・建築物安全ストック形成事業）  
 木造住宅耐震改修（住宅・建築物安全ストック形成事業）

1-1-② 建築物の防火対策【総務課】

- 消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせ消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度<sup>(\*)</sup>を効果的に活用する。  
 (\*）消防同意：建築確認の際に、建築物が防火に関する規定に適合していることを確認し、建築に同意する制度。

1-1-③ 公共施設の長寿命化【建設課】

- 長寿命化により生涯費用の縮減が見込める施設を対象として計画的に長寿命化を推進する。
- 定期的な施設診断とその結果による小規模改修を行うことにより、公共施設の長期使用を図る。
- 長寿命化を推進するため、公営住宅等ストック総合改善事業を実施する。  
 <交付金事業>  
 公営住宅耐震改修（公営住宅ストック総合改善事業）

1-1-④ 緊急輸送道路の整備【建設課、県】

- 緊急輸送道路沿道建物について、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組む。
- 緊急輸送道路の整備や基幹的な交通ネットワークを確保し、県と協議調整を図り、維持管理の検討も行う。  
 <交付金事業>  
 住宅・建築物安全ストック形成事業

1-1-⑤ 空き家の抑制・除去・利活用【企画政策課】

- 空き家の発生を抑制するとともに、老朽化した空き家については、除却を検討する。
- 使用可能な空き家については、利活用を推進するため、空き家バンク事業及び社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）を活用する。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-1-①	住宅の耐震化 多数の者が利用する建築物 町有公共建築物	2,389 棟(65%) 28 棟(97%) 128 棟(88%) (H30)	3,481 棟(95%) 32 棟(100%) 145 棟(95%) (R7)	建設課
1-1-③	町営住宅の長寿命化	4 団地・棟 (16.7%)	9 団地・棟 (37.5%) (R3)	建設課
1-1-④	緊急輸送道路の整備	なし	町内全域	建設課、県
1-1-④	沿道建物の耐震化	なし	町内全域	建設課、県
1-1-⑤	空き家を活用した取組み	1 件 (R2)	5 年間で 5 件 (R6)	企画政策課

# 目標 1 人命の保護が最大限図られる

## 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

### 1-1-⑥ 住宅地の敷地境界の生垣化、植栽の促進

- ・地震発生時に倒壊の恐れがあるブロック塀については、生垣化を促進する必要がある。
- ・長野原町景観計画区域における景観形成基準として指定しているが、景観形成基準についてさらに周知を図る必要がある。

### 1-1-⑦ インフラ長寿命化計画（橋梁・道路）

- ・長寿命化計画に基づき、補修を実施しているが、さらなる長寿命化計画の促進を図る必要がある。

### 1-1-⑧ 市街地整備

- ・総合計画に基づき市街地の整備に努めるとともに、用途地域指定等による適正な土地利用の誘導を図る必要がある。

### 1-1-⑨ 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備

- ・業務実施に備え応急危険度判定士の養成や必要備品、判定街区マップ、業務マニュアルの整備を行う必要がある。
- ・県内市町村や群馬県との合同訓練（実地訓練・シナリオ訓練）を行う必要がある。

### 1-1-⑩ 避難所の施設・設備の整備

- ・町内小中学校、公民館等が一般災害時の避難所、老人福祉センターが福祉避難所となっているが、老朽化している施設がある。
- ・旧校舎（旧第一小学校）等の利活用を図る必要がある。
- ・水道、発電機等の整備、施設のLED化を検討する必要がある。
- ・福祉避難所に要支援者対応可能な職員の配置を図る必要がある。
- ・学校施設については、学校の統廃合に伴い、避難所としての防災計画の位置づけの再検討する必要がある。
- ・社会教育施設については、冷暖房の設置、感染症に対応した十分なスペースの確保、インターネット環境の整備、屋外電灯のLED化を図る必要がある。

## 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-1-⑥	町景観条例に沿った宅地境界の生垣化や植栽の検討及び促進	建設課	住宅・都市
1-1-⑦	道路舗装長寿命化修繕事業	建設課、県	住宅・都市
1-1-⑦	橋梁長寿命化修繕事業	建設課、県	住宅・都市
1-1-⑧	都市計画区域における一部用途地域指定の検討	建設課	住宅・都市
1-1-⑨	応急危険度判定士の養成、必要備品、業務マニュアルの整備を検討 国や県との連携、応援体制の検討	総務課 税務課 建設課	住宅・都市
1-1-⑩	管内学校改修等設計監理業務	総務課、教育課、 町民生活課	住宅・都市
1-1-⑩	総合運動場等管理事業	教育課	住宅・都市



施策の推進方針

1-1-⑥ 住宅地の敷地境界の生垣化、植栽の促進【建設課】

- ・ブロック塀の生垣化や植栽の促進により、地震や火災に対する住宅地の安全性の向上を図る。
- ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。

1-1-⑦ インフラ長寿命化計画（橋梁・道路）【建設課、産業課、県】

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、架設後 100 年を目標に計画的な維持管理を推進する。
- ・道路舗装補修計画に基づき、舗装補修費のコスト縮減、道路重要度に応じた管理水準の設定等、適切な維持管理を図る。

1-1-⑧ 市街地整備【建設課】

- ・JR 長野原草津口駅や新庁舎、その他交通結節点の周辺における市街地の整備を図る。

1-1-⑨ 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備【総務課、税務課、建設課】

- ・業務実施に備え応急危険度判定士の養成や必要備品、判定街区マップ、業務マニュアルの整備を行う。
- ・県内市町村や群馬県との合同訓練（実地訓練・シナリオ訓練）を行う。

1-1-⑩ 避難所の施設・設備の整備【総務課、教育課、町民生活課】

- ・避難所の現状把握を行い、避難所の配置・規模などの見直しを図る。
- ・避難所における貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。
- ・テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-1-⑥	生垣化・植栽の推進	なし	町内全域	建設課
1-1-⑦	町道の長寿命化率（橋梁・道路）	1.4% (R2)	25.3% (R38)	建設課、県
1-1-⑧	用途地域指定（一部）	無指定	都市計画区域のうち一部	建設課
1-1-⑨	応急危険度判定士養成の推進 必要備品、業務マニュアルの整備を推進 国、県との応援体制の整備を推進	なし	町内全域	総務課 税務課 建設課
1-1-⑩	指定緊急避難所(指定避難所を兼ねる) 福祉避難所	20 箇所 1 箇所	20 箇所 1 箇所	総務課

# 目標 1 人命の保護が最大限図られる

## 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

### 1-1-⑪ 避難路の整備

- ・地域防災計画に基づき避難路整備の促進を図る必要がある。

### 1-1-⑫ 案内標識の設置

- ・案内標識の不足、老朽化がみられることから、既設の案内標識の維持管理を行うとともに、新たな設置場所の検討を行う必要がある。

### 1-1-⑬ 消防力の整備

- ・長野原町消防水利設置要綱、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に基づき、施設の設置、更新を促進している。
- ・火災発生時等、消防水利施設の有効活用が出来ているが、老朽化した水利施設の更新、長寿命化を図る必要がある。
- ・必要性の高い水利設置要望について補助実施できているが、継続して無水利地域の解消に努めていく必要がある。

### 1-1-⑭ 防災教育の推進、防災意識の啓発

- ・住民一人一人が防災に関する知識や技術を身に付け、自主防災を心掛けることができるよう、防災知識の普及、防災意識の啓発を図る必要がある。
- ・学校等における防災教育を推進し、児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動を身に付ける必要がある。
- ・地域防災計画に基づき、町・町民・事業所等と協力した防災訓練を実施する必要がある。
- ・地域の防災活動のリーダーとなる防災士の資格取得を支援する必要がある。

## 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-1-⑪	既存町道の維持管理の推進	建設課	住宅・都市
1-1-⑪	避難路として通行可能な道路の確保、整備を検討	建設課	住宅・都市
1-1-⑫	避難場所誘導案内標識の維持管理及び増設	総務課	住宅・都市
1-1-⑬	消防関連施設及び消防車の整備・更新事業	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育
1-1-⑬	消火栓及び防火水槽整備事業	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育
1-1-⑭	防災講演会等の開催	総務課	リスクコミュニケーション

## 施策の推進方針

### 1-1-⑪ 避難路の整備【建設課】

- 避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町管理の幹線道路の整備に努める。

### 1-1-⑫ 案内標識の設置【総務課】

- 避難が迅速かつ安全に行われるよう、既設の案内標識の維持管理を行うとともに、新たな設置場所の検討を行う。
- 案内標識の作成に当たっては、地元の地理に詳しくない在住外国人や観光客等でも理解できるように配慮する。

### 1-1-⑬ 消防力の整備【総務課】

- 消防機関及び町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。
- 地震火災等に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める。
- 無水利地区の解消、老朽化した水利施設の更新、長寿命化を図る。

### 1-1-⑭ 防災教育の推進、防災意識の啓発【総務課】

- 住民一人一人が防災に関する知識や技術を身に付け、日頃から家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心掛けることができるよう、防災知識の普及・防災意識の啓発を行う。
- 学校等において、児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動が身に付くよう、防災教育を推進する。
- 地域防災計画に基づき、町・町民・事業所等と協力した防災訓練を実施する。
- 地域の防災活動のリーダーとなる防災士の資格取得を支援する。

## 重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
1-1-⑪	既存町道の維持管理	町道全線	町道全線	建設課
1-1-⑪	避難路の確保	指定なし	町内全域	建設課
1-1-⑫	避難場所誘導案内標識 小型公共表示 (東電タウンプランニング(株))	14基 7箇所	20基 10箇所	総務課
1-1-⑬	防火水槽設置数 消火栓設置数	83 227 (R2)	84 232 (R7)	総務課
1-1-⑭	防災講演会等の参加者数	コロナ感染症の 状況から中止	5年間で1000人 (R6)	総務課

# 目標 1 人命の保護が最大限図られる

## 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

### 1-2-① 流域治水対策の推進

- ・地域防災計画に基づき、河川治水対策の促進を図る必要がある。
- ・適正な土地利用を図り、雨水流出抑制などの対策を推進する必要がある。
- ・河川管理者（国、県、町）が管理する河川について計画的に管理、改修を進める必要がある。

### 1-2-② 水防体制の充実

- ・水防法第7条及び第33条に基づく県指定水防管理団体ではないため、計画策定対象外である。
- ・県水防計画により、指定水防管理団体となった場合、速やかに水防計画を策定する必要がある。
- ・水防資機材の整備・点検を行い、水難事故等に備える必要がある。
- ・水防訓練の実績は無いが、今後円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を盛り込んだ水防訓練の実施を検討する必要がある。

### 1-2-③ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用

- ・森林管理の適正化を図るとともに、計画的な間伐や育林作業等を実施する必要がある。
- ・長野原町鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲を実施するとともに、捕獲の担い手の確保に努める必要がある。

## 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-2-①	河川治水対策	総務課、建設課 県	国土保全
1-2-②	水防訓練の実施 資機材の調達	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育
1-2-③	町有林保全整備事業	産業課	農林水産

施策の推進方針

1-2-① 流域治水対策の推進【総務課、建設課、県】

- ・内水はん濫等による町内の浸水被害の解消、軽減を図るため、住民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、雨水対策事業推進会議等を通じて、協議・調整し、事業の円滑な推進を図る。

1-2-② 水防体制の充実【総務課】

- ・町は、消防団と連携して、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成し、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。
- ・町及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を盛り込んだ水防訓練を実施する。

1-2-③ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用【産業課】

- ・森林経営管理制度等により、森林管理の適正化を図るとともに、美しい森林づくり基盤整備事業等により、計画的な間伐や育林作業等の実施に努める。
- ・荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を進める。

重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
1-2-②	救命胴衣設置数 浮環設置数	50 6 (R2)	50 6 (R7)	総務課
1-2-③	被害金額	2,497 千円 (H30)	1,747 千円 (R4)	産業課

## 目標 1 人命の保護が最大限図られる

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 1-3-① 土砂災害対策

- ・地域防災計画に基づき、土砂災害対策の推進を図るとともに、砂防関係施設の整備を図る必要がある。

#### 1-3-② 避難情報等の伝達体制の整備

- ・町は、県及び河川管理者と連携して、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難情報等の伝達マニュアル」の作成を検討する必要がある。
- ・防災行政無線の整備（令和元～2年屋外拡声子局7局を増設）を進めているが、今後も戸別受信機の設置を推進するとともに、機器の維持管理を図る必要がある。
- ・総合防災ハザードマップを定期的に見直す必要がある。

#### 1-3-③ 総合防災ハザードマップの周知

- ・総合防災ハザードマップを定期的に見直す必要がある。

#### 1-3-④ 土砂災害警戒区域等の実態調査と防災パトロールの強化

- ・地域防災計画に基づき地域実態把握・調査及びパトロールを強化する必要がある。
- ・ハツ場ダム貯水池周辺の大規模造成地、地すべり危険箇所の調査を行う必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-3-①	県単治山事業負担金	建設課、産業課 総務課	国土保全
1-3-①	急傾斜地崩壊対策事業	建設課、県	国土保全
1-3-②	防災行政無線設備整備事業	総務課	情報通信
1-3-③	総合防災ハザードマップ作成事業	総務課	リスクコミュニケーション
1-3-④	危険箇所の調査、把握とパトロール	総務課、建設課	リスクコミュニケーション

## 施策の推進方針

## 1-3-① 土砂災害対策【総務課、建設課、産業課、県】

- ・土砂災害警戒区域等について、砂防三法に基づく法指定を行い、土砂災害対策を推進する。
- ・土砂災害対策施設等の整備・改修を推進する。
- ・土砂災害警戒区域等における開発規制や土地利用誘導を検討するとともに、建築物の構造等の規制、建築物の移転勧告等を行う。

## 1-3-② 避難情報等の伝達体制の整備【総務課】

- ・町は、県や気象台と連携して気象災害の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難情報等の伝達マニュアル」の作成に努める。
- ・町は、噴火警報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- ・噴火警報等及び避難指示の内容を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、サイレン等の整備を図る。
- ・日常から火山災害の危険性について、ハザードマップ等により周知を図る。

## 1-3-③ 総合防災ハザードマップの周知【総務課】

- ・総合防災ハザードマップの定期的な見直しを行う。

## 1-3-④ 土砂災害警戒区域等の実態調査と防災パトロールの強化【総務課、建設課】

- ・斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を把握・観察する。
- ・長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や住民と連携し、土砂災害警戒区域のパトロールを行う。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-3-②	防災行政無線設備	親局 1 局、中継局 1 局 再送信子局 3 局、屋外 拡声子局 25 局、戸別 受信機 1,939 台(R3)	戸別受信機 2,150 台	総務課
1-3-③	総合防災ハザードマップ	3,000 冊	—	総務課
1-3-④	危険箇所の把握	把握なし	町内全域	総務課、建設課
1-3-④	危険箇所のパトロール	町内全域	町内全域	総務課、建設課



## 目標 1 人命の保護が最大限図られる

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 1-3-⑤ 要配慮者の避難

- 自力避難が困難な要配慮者のうち、高齢者については毎年リスト化し、介護等関係機関と福祉係、地域包括支援センターで情報共有を図っており、産婦（新生児）については全数訪問している。
- 乳幼児、妊婦についてはすべてを把握できていないため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1回/月）が必要である。
- 高齢者等の要配慮者については、具体的な避難誘導や支援計画が出来ておらず、警察や地域住民との連携も図れていないため、避難誘導体制の構築が必要である。

#### 1-3-⑥ 火山災害に備えた広域連携体制の強化

- 火山災害による被害は広範囲に及ぶとともに火山活動の推移により状況が変化することから、迅速かつ正確な情報の入手、状況に応じた的確な対応、広域的な避難の検討等が必要である。
- 町は浅間山火山防災協議会<sup>(\*1)</sup>、草津白根山防災会議協議会<sup>(\*2)</sup>において、関係市町村、県、関係機関と連携し、噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲、避難場所、規制区域など、一連の警戒避難体制の整備に関する事項について協議を行っている。
  - (\*1) 浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うを目的に、浅間山周辺市町村（小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村）、群馬県、長野県、防災関係機関、火山専門家等で構成されている。
  - (\*2) 草津白根山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うことを目的に、草津白根山周辺市町村（草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町）、群馬県、長野県、防災関係機関、火山専門家等で構成されている。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-3-⑤	緊急通報装置設置事業	総務課 町民生活課	リスクコミュニケーション



## 施策の推進方針

## 1-3-⑤ 要配慮者の避難【総務課、町民生活課】

- 避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1回/月）を図る。
- 自力避難が困難な要配慮者の避難誘導を円滑に行うため、対象者を把握し、消防機関、警察、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、要配慮者の警戒避難体制を構築する。

## 1-3-⑥ 火山災害に備えた広域連携体制の強化【総務課】

- 平常時から浅間山火山防災協議会、草津白根山防災会議協議会の活動を通じて、火山防災関係者との関係を構築するとともに、協議会が主催する防災訓練を通じて、火山災害に備えた広域連携体制の強化を図る。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-3-⑤	避難行動要支援者	703人	—	総務課

# 目標 1 人命の保護が最大限図られる

## 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

### 1-4-① 雪崩対策施設の整備

- ・地域防災計画に基づき雪崩対策施設の整備推進を図る必要がある。

### 1-4-② 雪に強い道路の整備

- ・地域防災計画に基づき雪に強い道路整備に努める必要がある。
- ・地域防災計画に基づき大雪時の交通を確保するための対策を検討する必要がある。

### 1-4-③ 除雪体制の整備

- ・業者への委託により降雪時の除雪を実施することから、各除雪業者や除雪オペレーターと除雪体制を構築し、業者との連携強化を図るとともに、除雪機材を確保する必要がある。
- ・関連計画に基づき更なる除雪体制の強化を図る必要がある。
- ・一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な世帯等では、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、民生委員、関係団体及び近隣住民への支援を推進する必要がある。
- ・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づき、道路管理者の垣根を越えた効率的な除雪を実施する必要がある。

## 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-4-①	融雪施設（すべり止め剤配置設備及び散布機械等）の整備等	建設課	国土保全
1-4-①	除雪車等購入	建設課	国土保全
1-4-②	防雪・凍雪害防止の推進	建設課	国土保全
1-4-③	町道等の除雪体制の再構築を検討	建設課、県、国	国土保全
1-4-③	林道維持管理事業	産業課	国土保全

## 施策の推進方針

## 1-4-① 雪崩対策施設の整備【建設課】

- ・県、関東地方整備局及び関東森林管理局が実施する雪崩による災害を防止するために行う予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等、雪崩対策施設の整備を連携して推進する。

## 1-4-② 雪に強い道路の整備【建設課】

- ・道路管理者（町、中之条土木事務所、高崎河川国道事務所）は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次の道路整備を進める。
  - 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
  - 消融雪施設、流雪溝等の設置
  - 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

## 1-4-③ 除雪体制の整備【総務課、建設課、産業課、町民生活課、県、国】

- ・道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次により除雪体制を整備するものとする。
  - 除雪資機材の整備、排雪場所の確保及び融雪剤の備蓄
  - 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
  - 除雪要員の確保
  - 自主防災組織や消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくり
  - 自助・共助による生活道路の除雪等「大雪時の留意事項」の周知
- ・山間部における一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、区会、自主防災組織及び消防団等の地域コミュニティ、町による対応も必要となってくるため、町は、豪雪を想定した地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを推進するとともに、孤立集落における要配慮者対策を強化する。
- ・大雪時における群馬県道路除雪行動計画に基づき、関係機関と連携強化に努める。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-4-①	すべり止め剤配置設備及び散布機械の整備	2台	随時更新	建設課
1-4-①	除雪車等の購入	9台	随時更新	建設課
1-4-②	大雪時の交通確保	町道全線 (除雪路線)	町道全線 (除雪路線)	建設課
1-4-③	除雪体制	業者委託及び 住民委託	業者委託及び 住民委託	建設課
1-4-③	道路除雪	林道3路線	—	産業課

# 目標 1 人命の保護が最大限図られる

## 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

### 1-5-① 情報収集体制の整備

- ・停電復旧の連携等に関する協定（令和 2 年 9 月）、町内郵便局の協力に関する協定（平成 29 年 1 月）、相互協力に関する基本協定（令和 3 年 9 月他）を各事業者と結んでいるが、定期的な見直しが必要である。

### 1-5-② 情報通信設備の充実・多ルート化

- ・防災行政無線、J-ALERT、GTV データ放送、衛星携帯電話、メール配信システム等が整備されているが、新たな情報伝達の方法（SNS を活用した方法）を検討する必要がある。

### 1-5-③ 情報通信訓練への参加

- ・防災関係機関との情報伝達訓練を定期的実施（群馬県危機管理課、浅間山火山防災協議会、安否情報システム等）しているが、継続的に実施することが必要である。

### 1-5-④ 自主防災組織への支援

- ・羽根尾区と長野原区が自主避難計画を策定し、同計画に基づき自主避難訓練を実施しているが、他区でも自主避難計画を策定し、訓練を実施する必要がある。

## 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-5-①	相互協力に関する協定の締結（※再掲 1-1-⑭）	総務課	情報通信
1-5-②	情報通信設備に充実（※再掲 1-3-⑤）	総務課	情報通信
1-5-③	情報伝達訓練の実施	総務課	情報通信
1-5-④	自主防災組織活動支援	総務課	情報通信

施策の推進方針

1-5-① 情報収集体制の整備【総務課】

- 多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。また、関係機関と協定を締結するなどし、災害時の迅速な情報収集・交換等の連携が図れるように体制を整備する。

1-5-② 情報通信設備の充実・多ルート化【総務課】

- 大規模災害による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にいえるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、長野原町メール配信システム（オクレンジャー）等を用いた情報伝達の多ルート化及び連絡体制の明確化に努める。
- 大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設・手段等の複数化、通信の多ルート化、予備電源の確保を推進し、点検等の保守管理を徹底する。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

1-5-③ 情報通信訓練への参加【総務課】

- 町及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。
- 防災関係機関との情報伝達訓練を定期的実施（群馬県危機管理課、浅間山火山防災協議会、安否情報システム等）しているが、今後も継続的に実施する。

1-5-④ 自主防災組織への支援【総務課】

- 自主防災組織の組織化や活動支援を行う。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-5-①	情報伝達の拡充（※再掲 1-1-⑭）	65歳以上の携帯（スマートフォンを含む）保有率 80%	65歳以上の携帯（スマートフォンを含む）保有率 85%	総務課
1-5-②	非常用発電設備（※再掲 1-3-⑤）	1基 （役場庁舎）	2基 （役場庁舎、 福祉避難所）	総務課
1-5-③	情報伝達確認訓練	3回/年	3回/年	総務課
1-5-④	自主避難計画の策定	2地区	7地区	総務課

## 目標 1 人命の保護が最大限図られる

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 1-5-⑤ 防災教育の推進、防災意識の啓発（再掲 1-1）

- ・住民一人一人が防災に関する知識や技術を身に付け、自主防災を心掛けることができるよう、防災知識の普及、防災意識の啓発を図る必要がある。
- ・学校等における防災教育を推進し、児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動を身に付ける必要がある。
- ・地域防災計画に基づき、町・町民・事業所等と協力した防災訓練を実施する必要がある。
- ・地域の防災活動のリーダーとなる防災士の資格取得を支援する必要がある。

#### 1-5-⑥ 要配慮者の避難（再掲 1-3）

- ・自力避難が困難な要配慮者のうち、高齢者については毎年リスト化し、介護等関係機関と福祉係、地域包括支援センターで情報共有を図っており、産婦（新生児）については全数訪問している。
- ・乳幼児、妊婦についてはすべてを把握できていないため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1回/月）が必要である。
- ・高齢者等の要配慮者については、具体的な避難誘導や支援計画が出来ておらず、警察や地域住民との連携も図れていないため、避難誘導體制の構築が必要である。

#### 1-5-⑦ 防災計画の充実

- ・土砂災害警戒避難確保計画については、地域防災計画に定める全ての要支援者施設（長野原高等学校、中央こども園、中央小学校、東中学校、生活力支援センター）において策定済みであるが、今後は定期的な訓練の実施を図る必要がある。
- ・避難行動要支援者の把握は完了しているが、個別避難計画が未整備である。
- ・行政と福祉、教育等の各防災計画のすり合わせが出来ていないことから、各防災計画を充実させるとともに、各計画やマニュアルの情報共有や関係機関との連携を図る必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
1-5-⑤	防災講演会等の開催	総務課	リスクコミュニケーション
1-5-⑥	緊急通報装置設置事業	総務課 町民生活課	リスクコミュニケーション
1-5-⑦	地域防災計画の適宜見直し	総務課	リスクコミュニケーション
1-5-⑦	小学校・中学校・こども園管理事業	総務課、町民生活課 教育課	リスクコミュニケーション

施策の推進方針

1-5-⑤ 防災教育の推進、防災意識の啓発【総務課】（再掲 1-1）

- ・住民一人一人が防災に関する知識や技術を身に付け、日頃から家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心掛けることができるよう、防災知識の普及・防災意識の啓発を行う。
- ・学校等において、児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動が身に付くよう、防災教育を推進する。
- ・地域防災計画に基づき、町・町民・事業所等と協力した防災訓練を実施する。
- ・地域の防災活動のリーダーとなる防災士の資格取得を支援する。

1-5-⑥ 要配慮者の避難【総務課、町民生活課】

- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1回/月）を図る。
- ・自力避難が困難な要配慮者の避難誘導を円滑に行うため、対象者を把握し、消防機関、警察、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、要配慮者の警戒避難体制を構築する。

1-5-⑦ 防災計画の充実【総務課、町民生活課、教育課】

- ・避難行動要支援者個別避難計画、地区防災計画、学校、社会福祉施設等の避難確保計画、避難情報伝達マニュアル、復興マニュアル等、各種必要な防災計画、マニュアルの策定を行う。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
1-5-⑤	防災講演会等の参加者数	コロナ感染症の状況から中止	5年間で1,000人（R6）	総務課
1-5-⑥	避難行動要支援者	703人	—	総務課
1-5-⑦	土砂災害警戒避難確保計画	5施設	6施設 （長生病院のみ未策定）	総務課
1-5-⑦	学校（園）避難マニュアル	7施設	7施設	総務課、町民生活課教、育課



## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-1-① 防災備蓄品の充実

- ・庁内各所の防災倉庫において各種備品の備蓄を推進するとともに、防災倉庫ごとの備蓄状況（品目と数量）を把握する必要がある。

#### 2-1-② 住民等への備蓄の啓発

- ・各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発活動を図る必要がある。

#### 2-1-③ ヘリポートの確保

- ・群馬県ドクターヘリの運航をサポートできるヘリポートが有効に活用できているが、東部地区に指定となっているヘリポートが無いため、整備が求められる。

#### 2-1-④ 道路の応急復旧体制等の整備

- ・災害時は職員が現場を確認し障害物の除去に対応することとなっているが、緊急時は業者に依頼し対応する必要がある。
- ・地域防災計画に基づき、町指定の緊急輸送道路を発災後速やかに啓開できるよう動員体制及び資機材等の整備に努める。

#### 2-1-⑤ 物資の調達・供給体制の強化

- ・物資の調達・供給体制に関する応援協定は締結していないが、今後は災害時応援協定や物資調達協定などを推進し、物資の調達・供給における連携強化を図る必要がある。

#### 2-1-⑥ 水道施設の更新・耐震化

- ・水道施設の老朽化、耐震化対策を含めた更新計画を策定するとともに、実施に向けた財源確保と体制整備が必要である。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-1-①	防災備蓄品等購入	総務課	リスクコミュニケーション
2-1-②	各家庭3日分の備蓄の推進	総務課	リスクコミュニケーション
2-1-③	ヘリポート維持管理事業	総務課	行政/警察・消防/防災教育
2-1-④	町道等の応急復旧体制の再構築を検討	建設課	行政/警察・消防/防災教育
2-1-④	災害復旧事業	産業課	行政/警察・消防/防災教育
2-1-⑤	災害応援協定の締結	総務課	交通・物流
2-1-⑥	水道施設の更新・耐震化	上下水道課	住宅・都市



## 施策の推進方針

## 2-1-① 防災備蓄品の充実【総務課】

- ・ 庁内各所の防災倉庫に分散して、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。
- ・ 要配慮者及び男女のニーズの違いにも配慮した備蓄を進める。

## 2-1-② 住民等への備蓄の啓発【総務課】

- ・ 各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。

## 2-1-③ ヘリポートの確保【総務課】

- ・ 臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時における施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得る。
- ・ 常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民に周知する。

## 2-1-④ 道路の応急復旧体制等の整備【総務課】

- ・ 県及び町が指定する緊急輸送道路を優先的に、発災後速やかに道路の啓開ができるよう動員体制及び資機材等を整備する。
- ・ 道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

## 2-1-⑤ 物資の調達・供給体制の強化【総務課】

- ・ 災害時応援協定や物資調達協定などを推進し、物資の調達・供給における連携強化を図る。

## 2-1-⑥ 水道施設の更新・耐震化【総務課】

- ・ 水道施設の老朽化・耐震化対策を進める。

## 重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
2-1-①	新生児乳児用備蓄品及び生理用品の備蓄	0% (R2)	95% (R5)	総務課
2-1-②	各家庭3日分の備蓄	—	各家庭3日分の備蓄	総務課
2-1-③	ドクターヘリ離着陸場	5 (R2)	6 (R7)	総務課
2-1-④	道路の応急復旧	業者委託	業者委託	建設課

## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-2-① 山間部の道路啓開体制の整備

- これまでも、地域や関係機関との情報共有を図るとともに、防災無線などによる情報発信を行ってきたが、今後はさらに迅速な対応を可能にするため、道路啓開体制に必要な体制の整備及び資機材等の確保並びに関係機関との連携強化を推進する必要がある。
- 群馬テレビデータ放送による情報発信を検討する必要がある。

#### 2-2-② 道路ネットワークの機能強化

- 緊急時迂回ルートとなりうる林道の維持補修工事を実施するなど、道路ネットワーク確保のため、集落へ繋がる道路の老朽化対策に努める。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-2-①	町道及び林道の一体的整備の検討	建設課	行政／警察・消防／ 防災教育
2-2-①	林道維持管理事業による日常管理の実施	産業課	行政／警察・消防／ 防災教育
2-2-②	町道及び林道の一体的整備の検討	建設課	住宅・都市
2-2-②	林道維持管理事業による日常管理の実施	産業課	住宅・都市

施策の推進方針

2-2-① 山間部の道路啓開体制の整備【建設課、産業課】

- ・迅速な輸送道路啓開に向けて、輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を進める。

2-2-② 道路ネットワークの機能強化【建設課、産業課】

- ・道路ネットワークを確保するため、集落につながる道路の老朽化対策、アクセスルートの複数確保を図る。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
2-2-①	道路啓開体制	町道、林道各々 個別対応	一体的整備	建設課 産業課
2-2-②	道路の老朽化対策	町道、林道各々 個別対応	一体的整備	建設課 産業課
2-2-②	アクセスルート確保の為に、日常における危険個所の点検実施	林道 13 路線 林道橋 11 橋	主要道路のアクセスルートになるよう日常の維持管理を実施	産業課

## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-3-① 消防機関における応援体制の整備

- ・広域応援協定を締結するなど、応援協力体制を有効に稼働できているが、継続して協定内容の定期的な確認と情報共有を密にする必要がある。

#### 2-3-② 救援活動拠点の整備

- ・群馬県ドクターヘリの運航をサポートできるヘリポートが有効に活用できているが、東部地区に指定となっているヘリポートが無いいため、整備が求められる。

#### 2-3-③ 救急・救助用資機材の整備

- ・長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に基づき、各資機材整備補助金を活用するため、今後とも地区要望への補助金予算確保に努める必要がある。

#### 2-3-④ 消防力の整備（再掲 1-1）

- ・長野原町消防水利設置要綱、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に基づき、施設の設置、更新を促進している。
- ・火災発生時等、消防水利施設の有効活用が出来ているが、老朽化した水利施設の更新、長寿命化を図る必要がある。
- ・必要性の高い水利設置要望について補助実施できているが、継続して無水利地域の解消に努めていく必要がある。

#### 2-3-⑤ 自主防災組織への支援（再掲 1-5）

- ・羽根尾区と長野原区が自主避難計画を策定し、同計画に基づき自主避難訓練を実施しているが、他区でも自主避難計画を策定し、訓練を実施する必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-3-①	消防機関における応援体制の整備	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-②	救援活動拠点の整備	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-③	救急・救助用資機材の整備	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-④	消防関連施設及び消防車の整備・更新事業 （※再掲 1-1-⑬）	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-④	消火栓及び防火水槽整備事業（※再掲 1-1-⑬）	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-⑤	自主防災組織活動支援（※再掲 1-5-④）	総務課	リスクコミュニケーション

施策の推進方針

2-3-① 消防機関における応援体制の整備【総務課】

- ・あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるとともに、広域応援要請に関し、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

2-3-② 救援活動拠点の整備【総務課】

- ・町及び消防機関は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

2-3-③ 救急・救助用資機材の整備【総務課】

- ・消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。
- ・自主防災組織は、救助用資機材の整備に努めるものとし、町は資金面での支援に努める。

2-3-④ 消防力の整備【総務課】(再掲 1-1)

- ・消防機関及び町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。
- ・地震火災等に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める。
- ・無水利地区の解消、老朽化した水利施設の更新、長寿命化を図る。

2-3-⑤ 自主防災組織への支援【総務課】(再掲 1-5)

- ・自主防災組織の組織化や活動支援を行う。

重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
2-3-②	ドクターヘリ離着陸場	5 (R2)	6 (R7)	総務課
2-3-④	防火水槽設置数 消火栓設置数 (※再掲 1-1-⑬)	83 227 (R2)	84 232 (R7)	総務課
2-3-⑤	自主避難計画の策定(※再掲 1-5-④)	2 地区	7 地区	総務課

## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-3-⑥ 地域防災力の強化

- 各地区消防団員による消火訓練（消火器・消火栓水出し）を実施するとともに、自家用消火器や火災報知器設置促進を図る必要がある。
- 今後とも、施設消防計画策定の促進・相談を行っていく必要がある。

#### 2-3-⑦ 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

- 消防活動に係る訓練と秋季点検実施により、迅速・安全な消火活動を行っているが、消防団員の減少傾向により、消防活動に支障が出ないように、近隣分団による広域的な連携を図り、迅速・安全な初期消火を行う必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-3-⑥	消防団再編実施計画事業	総務課	行政／警察・消防／防災教育
2-3-⑦	消火訓練の実施	総務課	行政／警察・消防／防災教育

施策の推進方針

2-3-⑥ 地域防災力の強化【総務課】

- 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及に努める。
- 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化に努める。
- 施設消防計画策定の促進・相談を行う。

2-3-⑦ 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施【総務課】

- 消防機関は、消防水利の確保及び消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。
- 当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を盛り込むとともに、必要に応じ広域応援又は県警察、自衛隊の応援を要請することを検討しておく。

重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
2-3-⑥	消防団員	138人 (R2)	185人 (R7)	総務課
2-3-⑦	消火訓練	1回	2回	総務課

## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-4-① 地域医療連携の強化

- ・吾妻保健福祉事務所との連携を図るため、連携体制を整備する必要がある。

#### 2-4-② 救護所の設置・運営体制の整備

- ・吾妻保健福祉事務所との連携を図るため、連携体制を整備する必要がある。

#### 2-4-③ 医薬品、医療資機材の備蓄

- ・吾妻保健福祉事務所との連携を図るため、連携体制を整備する必要がある。

#### 2-4-④ こころのケア体制の整備

- ・吾妻保健福祉事務所との連携を図るため、連携体制を整備する必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-4-①	地域医療連携の強化	町民生活課	保健医療・福祉
2-4-②	救護所の設置・運営体制の整備	町民生活課	保健医療・福祉
2-4-③	医薬品、医療資機材の備蓄	町民生活課	保健医療・福祉
2-4-④	こころのケア体制の整備	町民生活課	保健医療・福祉



施策の推進方針

2-4-① 地域医療連携の強化【町民生活課】

- ・災害時の医療活動として県が設置する「地域災害医療コーディネーター」との連携体制を整備する。
- ・県が、避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMAT や救護班の受入調整を行うため設置する「地域災害医療対策会議」との連携体制を整備する。
- ・救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

2-4-② 救護所の設置・運営体制の整備【町民生活課】

- ・災害時における吾妻郡医師会への医師派遣要請に備え、平常時から協力体制の構築に努め、町内の救急告示病院を核とした救護所の効果的運営体制を整備するとともに、原町赤十字病院や県、消防機関等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

2-4-③ 医薬品、医療資機材の備蓄【町民生活課】

- ・町、吾妻郡医師会、災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

2-4-④ こころのケア体制の整備【町民生活課】

- ・県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
2-4-①	協力体制の構築	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課
2-4-②	運営体制の整備	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課
2-4-③	備蓄品の整備	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課
2-4-④	運営体制の整備	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課

## 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 2-5-① 感染症対策の実施

- ・新型コロナウイルス感染予防として手洗い、うがい、マスク着用は平時でも行われているが、感染症の種類によって対応や予防策が異なる為、流行や季節に応じて予測される感染症対策を行う必要がある。
- ・感染症予防の為に物品の備蓄、住民に予防方法について周知する必要がある。
- ・感染予防について職員の知識向上、住民早期予防策の周知を図る必要がある。

#### 2-5-② 保健体制の整備

- ・台風 19 号では、保健師等が 1 避難所のみ集中し、分散した住民の健康管理が出来なかったため、避難所毎、地区毎に保健師等が住民の健康管理出来るように、指定避難所毎に保健師等を分散配置する体制を整備する必要がある。
- ・被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を行うため、避難所に保健師等を分散配置する事で避難者の健康状態を早期に把握する。

#### 2-5-③ 感染症に対応した物資の整備

- ・新型コロナ感染症対策として物資は備蓄済みであるが、備蓄場所が限られているため、災害時に誰が物資をとりに行き、避難所に配布するか明確にする必要がある。

#### 2-5-④ 指定避難所（小・中学校）におけるゾーニング

- ・新型コロナウイルス感染予防として手洗い、嗽、マスク着用は平時でも行われているが、避難スペースの分け等はできていないので検討する必要がある。
- ・避難所の収容人数を修正し、感染対策に配慮したゾーニング方法を検討する必要がある。
- ・全避難所で隔離スペースを確保し、三密を回避しながら衛生的でプライバシーの確保された避難所の在り方の検討が必要である。

#### 2-5-⑤ 要配慮者の避難（再掲 1-3、1-5）

- ・自力避難が困難な要配慮者のうち、高齢者については毎年リスト化し、介護等関係機関と福祉係、地域包括支援センターで情報共有を図っており、産婦（新生児）については全数訪問している。
- ・乳幼児、妊婦についてはすべてを把握できていないため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1 回/月）が必要である。
- ・高齢者等の要配慮者については、具体的な避難誘導や支援計画が出来ておらず、警察や地域住民との連携も図れていないため、避難誘導體制の構築が必要である。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
2-5-①	感染症対策の実施	町民生活課	保健医療・福祉
2-5-②	保健体制の整備	町民生活課	保健医療・福祉
2-5-③	感染症に対応した物資の整備	町民生活課	保健医療・福祉
2-5-④	小学校・中学校管理事業	町民生活課、教育課	保健医療・福祉
2-5-⑤	緊急通報装置設置事業（※再掲 1-3-⑤、1-5-⑥）	総務課、町民生活課	保健医療・福祉

## 施策の推進方針

## 2-5-① 感染症対策の実施【町民生活課】

- ・ 予防接種の促進や手洗い・うがいの励行を進める。
- ・ 避難所、被災地区での感染症の発生予防、蔓延防止の観点より、平常時から感染症予防等予防対策に取り組む。

## 2-5-② 保健体制の整備【町民生活課】

- ・ 保健師等による災害時の保健活動による健康管理に努める。

## 2-5-③ 感染症に対応した物資の整備【町民生活課】

- ・ 避難所における感染症拡大防止のため、消毒液やマスクなどを備蓄する。

## 2-5-④ 指定避難所（小・中学校）におけるゾーニング【町民生活課、教育課】

- ・ 避難所における感染症拡大防止のため、一般避難者や要配慮者、体調不良者に避難スペースを分け、動線等が重ならないようにする。

## 2-5-⑤ 要配慮者の避難【総務課、町民生活課】（再掲 1-3、1-5）

- ・ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新（1回/月）を図る。
- ・ 自力避難が困難な要配慮者の避難誘導を円滑に行うため、対象者を把握し、消防機関、警察、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、要配慮者の警戒避難体制を構築する。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
2-5-①	備蓄品の整備マニュアル等の整備	一覧表で備蓄品確認	整備マニュアル等の整備に努める	町民生活課
2-5-②	避難所の運営体制の整備	課内での体制	課を越えた体制の整備と連携強化	町民生活課
2-5-③	備蓄品の整備マニュアル等の整備	一覧表で備蓄品確認	整備マニュアル等の整備に努める	町民生活課
2-5-③	感染症対応物資	避難所で利用する感染予防に必要な物資を備蓄	使用期限がある為、定期的に必要量を確保	町民生活課
2-5-④	指定避難所(小中学校)	5箇所	5箇所	町民生活課、教育課
2-5-④	避難所の運営体制の整備	課内での体制	課を越えた体制の整備と連携強化	町民生活課、教育課
2-5-⑤	避難行動要支援者 (※再掲 1-3-⑤、1-5-⑥)	703人	—	総務課

## 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 3-1-① 災害時警備機能の強化

- ・災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察と連携し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等部隊の運用を図る必要がある。
- ・執務時間外に災害が発生した場合であっても、警察署と連携し、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う必要がある。

#### 3-1-② 災害に備えた道路環境の整備

- ・停電時の信号機滅灯による交通障害や交通事故に備え、信号機電源付加装置の設置や交通整理員の確保等、災害に備えた道路環境の整備の促進を図る必要がある。
- ・災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する必要がある。

#### 3-1-③ 地域の治安維持の体制構築

- ・現在、緊急通報装置事業及び特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業の実施により、地域の治安維持に努めているが、広報等による周知により、さらなる事業促進を図る必要がある。
- ・警察へ情報提供を行い、関係機関との連携を図る必要がある。

#### 3-1-④ ラウンドアバウトの導入

- ・ラウンドアバウト導入に向けて検討し、導入を要する箇所の選定等を行う必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
3-1-①	非常招集訓練の実施	総務課	行政／警察・消防／防災教育
3-1-②	停電時の交通整理員の確保	総務課、建設課	住宅・都市
3-1-②	職員の非常招集訓練の実施等	総務課、建設課	住宅・都市
3-1-③	情報伝達訓練の実施	総務課 町民生活課	行政／警察・消防／防災教育
3-1-④	ラウンドアバウトの導入について検討	建設課	住宅・都市

## 施策の推進方針

### 3-1-① 災害時警備機能の強化【総務課】

- ・災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察と連携し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等部隊の運用を図る。
- ・執務時間外に災害が発生した場合であっても、警察署と連携し、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う。

### 3-1-② 災害に備えた道路環境の整備【総務課、建設課】

- ・停電時にも信号機が機能するよう信号機電源付加装置<sup>(\*1)</sup>の設置を検討する。
- ・災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度<sup>(\*2)</sup>について、行政機関及び民間事業者等へ指導する。

(\*1) 電源付加装置：停電時、交通信号制御機に電源を供給する装置

(\*2) 事前届出制度：緊急通行車両等について、事前に審査を受けておくことで被災時の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けられる制度。

### 3-1-③ 地域の治安維持の体制構築【総務課、町民生活課】

- ・災害時に、地域の治安維持のため、自主防犯活動が行えるよう、自主防災組織等への支援を行う。
- ・防災訓練等において、災害時の予想される治安悪化等についての情報提供等を行う。
- ・さらに、町は警察や関係機関と連携をとり、治安に関する情報共有体制の構築に取り組む。

### 3-1-④ ラウンドアバウトの導入【建設課】

- ・停電時においても円滑な交通の流れが維持できるラウンドアバウトの導入を促進する。

## 重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
3-1-①	非常招集訓練	0回	1回	総務課
3-1-②	交通整理員の確保	なし	10人	総務課、建設課
3-1-②	職員の非常招集訓練の実施	未実施	随時	総務課、建設課
3-1-③	情報伝達訓練	0回	1回	総務課
3-1-④	ラウンドアバウト導入の検討	なし	町内全域	建設課

## 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 3-2-① 代替場所や仮設庁舎の検討

- ・本庁舎が使用できない程の被害を受けた場合を想定して、西中学校を代替施設として位置づけているが、他の代替施設についても検討が必要である。

#### 3-2-② 連続運転可能な非常用発電方式の採用

- ・本庁舎に非常用発電設備（72時間）が設置されているが、設備の維持管理や備蓄燃料の品質を確保できるよう対策が必要である。

#### 3-2-③ 庁舎内断水等に備えた対応

- ・庁舎内の空気調和換気設備、水洗便所に必要な用水は下水処理水を利用しているが、設備の維持管理を図る必要がある。

#### 3-2-④ 職員の非常参集体制の整備および訓練

- ・職員の非常参集については、非常時の参集基準のみ策定しているが、今後は連絡手段や参集集団等の詳細な検討や非常招集訓練の実施を図る必要がある。

#### 3-2-⑤ 職員に対する応急活動の周知や訓練の実施

- ・職員の応急活動に関する訓練等は行っていないが、今後は応急活動のためのマニュアルの作成や、職員に対する定期的な訓練の実施を検討し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について周知徹底を図る必要がある。
- ・職員に対する防災訓練の実施は実績がない。
- ・防災マニュアル等の作成が必要である。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
3-2-①	代替場所や仮設庁舎の検討	総務課	行政／警察・消防／防災教育
3-2-②	連続運転可能な非常用発電方式の検討	総務課	行政／警察・消防／防災教育
3-2-③	庁舎内断水等に備えた検討	総務課	行政／警察・消防／防災教育
3-2-④	非常参集体制の整備および訓練	総務課	行政／警察・消防／防災教育
3-2-⑤	応急活動の周知や訓練の実施	総務課	行政／警察・消防／防災教育



## 施策の推進方針

**3-2-① 代替場所や仮設庁舎の検討【総務課】**

- ・本庁舎被災時の代替場所である西中学校の電気設備、通信、給排水設備（水道・トイレ等）、空調設備等の機能確保について検討を行う。
- ・浅間山噴火時の代替場所の協議に努める。

**3-2-② 連続運転可能な非常用発電方式の採用【総務課】**

- ・本庁舎以外にも、代替場所や災害活動拠点となる主要な施設において、業務継続に必要な機能を維持することができる非常用発電機の設置を検討する。
- ・現在、本庁舎に設置されている非常用発電設備（72時間）の適正な維持管理を行うとともに、備蓄燃料の品質確保に努める。

**3-2-③ 庁舎内断水等に備えた対応【総務課】**

- ・庁舎管理者は、庁舎内のトイレが断水等により使用できなくなった場合を想定し、非常用トイレ（使い捨て型）の備蓄に努める。

**3-2-④ 職員の非常参集体制の整備および訓練【総務課】**

- ・参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。また、災害発生時に職員の迅速な登庁のため、非常招集訓練を実施する。

**3-2-⑤ 職員に対する応急活動の周知や訓練の実施【総務課】**

- ・応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- ・周辺市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むとともに、職員の状況判断能力など災害対応能力の向上を図るため、図上訓練を適宜実施する。
- ・災害対応マニュアルの作成・配布や研修会、講習会等を実施する。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
3-2-①	代替施設	1 箇所	2 箇所	総務課

## 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 3-2-⑥ 応援・受援体制の整備

- ・火災又は地震等の災害時における応援に関する協定（郡内町村、吾妻広域 平成 23 年 9 月）、災害時における相互応援に関する協定（千葉県いすみ市 平成 23 年 5 月）を締結していることから、必要な職員を確保できるよう応援体制の整備と応援部隊の受入れ体制の整備を図る必要がある。

#### 3-2-⑦ 防災中枢機能の整備

- ・本庁舎に非常用発電設備（72 時間）が設置されているが、設備の維持管理や備蓄燃料の品質を確保できるよう対策が必要である。

#### 3-2-⑧ 災害活動拠点の整備

- ・現在、災害活動拠点としての該当施設が無いため、災害活動拠点を整備する必要がある。

#### 3-2-⑨ 公的機関等の業務継続性の確保

- ・平成 29 年 7 月に業務継続計画を策定したが、今後も定期的な見直しが必要である。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
3-2-⑥	受援体制の整備	建設課	行政／警察・消防／ 防災教育
3-2-⑦	防災中枢機能の整備	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育
3-2-⑧	災害活動拠点の整備	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育
3-2-⑨	業務継続計画の見直し	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育



## 施策の推進方針

**3-2-⑥ 応援・受援体制の整備【総務課】**

- ・あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。
- ・大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結も検討する。
- ・大規模災害発生時には、県、他県、国からの応援派遣が考えられることから、連携体制、受援体制の整備に努める。
- ・代替職員の確保も検討する。

**3-2-⑦ 防災中枢機能の整備【総務課】**

- ・防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。さらに町、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能になるよう努める。

**3-2-⑧ 災害活動拠点の整備【総務課】**

- ・地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

**3-2-⑨ 公的機関等の業務継続性の確保【総務課】**

- ・業務継続に関わる必要な資源の継続的な確保を図るとともに、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
3-2-⑧	災害活動拠点	0 箇所	1 箇所	総務課

## 目標 4 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 4-1-① 企業の業務継続計画策定の普及・啓発

- これまで町内企業の業務継続計画策定に向けた普及・啓発活動の実績はないが、今後は町内企業が被災時においても業務の継続、早期復旧が図れるよう、業務継続計画策定の普及・啓発を進める必要がある。

#### 4-1-② エネルギー供給体制の強化及び連携

- エネルギー供給施設の機能停止を防止するため、災害対応力の強化を図るとともに、代替電力の確保による多様な調達手段を確保する必要がある。
- エネルギー供給業者との防災訓練や協定締結によって、燃料供給ルートの確保を進める必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
4-1-①	町内企業における業務継続計画策定の推進	総務課	リスクコミュニケーション
4-1-②	小水力発電事業	企画政策課	エネルギー

施策の推進方針

**4-1-① 企業の業務継続計画策定の普及・啓発【総務課】**

- ・町内企業が業務の継続、早期復旧するため、業務継続計画策定の普及啓発を進める。

**4-1-② エネルギー供給体制の強化及び連携【企画政策課】**

- ・エネルギー供給施設の機能停止を防止する災害対応力強化とともに、代替電力の確保による多様な調達手段を確保する。
- ・エネルギー供給業者との防災訓練や協定締結によって、燃料供給ルートの確保に努める。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
4-1-②	小水力発電施設設置	0 箇所	1 箇所	企画政策課

## 目標 4 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 4-2-① 農業基盤整備事業の推進

- ・農業生産の基盤となる圃場や水利の状況を把握する必要がある。

#### 4-2-② 農林業環境における自然災害対策の拡充

- ・被災状況把握のための連絡体制を整備するとともに、被災状況の情報収集訓練を実施する必要がある。

#### 4-2-③ 一般事業者等との連携体制の整備

- ・災害時において物資等を優先的に供給できるよう、道の駅の指定管理者との協定締結を検討する必要がある。

#### 4-2-④ 物流機能の維持・確保

- ・「道の駅ハッ場ふるさと館」、「北軽井沢ふれあい広場」が救援物資集積場所として指定されているが、物流機能を維持するため、施設の適正な管理に努める必要がある。

#### 4-2-⑤ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用（再掲 1-2）

- ・森林管理の適正化を図るとともに、計画的な間伐や育林作業等を実施する必要がある。
- ・長野原町鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲を実施するとともに、捕獲の担い手の確保に努める必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
4-2-①	有害鳥獣対策事業	産業課	農林水産
4-2-①	環境保全型農業直接支払交付金事業	産業課	農林水産
4-2-②	林道維持管理事業	産業課	農林水産
4-2-③	地域振興施設管理事業	産業課、総務課 町民生活課	リスクコミュニケーション
4-2-④	地域振興施設管理事業・各種施設点検整備事業	産業課	交通・物流
4-2-④	小学校・中学校管理事業	教育課	交通・物流
4-2-⑤	町有林保全整備事業（※1-2-③再掲）	産業課	農林水産

## 施策の推進方針

## 4-2-① 農業基盤整備事業の推進【産業課】

- ・農業は本町の基幹産業であり、関連産業も発展してきたことから、今後も基盤整備や有害鳥獣対策等を講じながら、農林産物の生産性と品質の向上を図る。
- ・地元の農産物の販売やブランド化等を支援し、農業構造の強化に努める。

## 4-2-② 農林業環境における自然災害対策の拡充【産業課】

- ・被災した農林業者に対し早期復旧を進めるため、基盤整備、経営再建支援を行う。

## 4-2-③ 一般事業者等との連携体制の整備【総務課、産業課、町民生活課】

- ・町及び関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結の推進に努める。

## 4-2-④ 物流機能の維持・確保【総務課、産業課、教育課】

- ・物流・販売業者との協定や協力により、緊急物資等の受入れ体制や緊急輸送体制の確保に努める。

## 4-2-⑤ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用【産業課】（再掲 1-2）

- ・森林経営管理制度等により、森林管理の適正化を図るとともに、美しい森林づくり基盤整備事業等により、計画的な間伐や育林作業等の実施に努める。
- ・荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を進める。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
4-2-④	防災倉庫（学校）	2 箇所	2 箇所	教育課
4-2-⑤	被害金額（※1-2-③再掲）	2,497 千円 (H30)	1,747 千円 (R4)	産業課

**強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）**

**5-1-① 新エネルギーの導入**

- 住宅用太陽光パネルの設置補助金の継続を図る必要がある。
- 小水力発電については、候補地は上がったが、新型コロナ等の影響により事業が進捗していない。
- 新エネルギーの導入にあたっては、設置箇所となる施設管理者の理解と協力が不可欠である。
- 上水道の管を利用した小水力発電については、水道施設の管理面や発電量と採算の関係で頓挫しているが、発電機の技術進歩等でより効率的、安定的で安全な発電機ができれば導入する可能性もある。
- 防災拠点等への太陽光発電・バイオマス利用設備の導入により、災害時の安定供給を図る必要がある。

**5-1-② 非常用発電機の整備**

- 本庁舎に非常用発電設備（72 時間）が設置されているが、設備の維持管理や備蓄燃料の品質を確保できるよう対策が必要である。

**5-1-③ ライフラインの災害対応力強化**

- ライフラインの災害対応力強化に努めるとともに、ライフライン施設の耐震化を推進する必要がある。

**関連事業**

	主な個別事業	担当課	施策分野
5-1-①	長野原町太陽光発電システム設置費補助金	町民生活課	エネルギー
5-1-①	長野原町バイオマス産業都市構想策定事業	産業課	エネルギー
5-1-①	長野原町資源リサイクルセンター維持管理事業	町民生活課	エネルギー
5-1-②	非常用発電機の整備	総務課	エネルギー

施策の推進方針

**5-1-① 新エネルギーの導入【企画政策課、町民生活課、産業課】**

- 住宅用太陽光パネルの設置補助金の継続、小水力発電、バイオマス（間伐材、農業残渣、家畜糞尿等）発電の導入の検討を図る。
- 停電時における防災拠点への太陽光発電・バイオマス（間伐材、農業残渣、家畜糞尿等）利用設備の導入により災害時の安定供給を図る。

**5-1-② 非常用発電機の整備【総務課】**

- 停電時等の非常時に備えるため、非常用発電機、燃料等の確保に努める。

**5-1-③ ライフラインの災害対応力強化【総務課、建設課】**

- ライフライン施設の耐震化を進め、点検や防災訓練の実施により災害対応力の強化に努める。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
5-1-②	非常用発電機	10台	20台	総務課

目標 **5** 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

**5-2-① 上下水道ビジョンの策定と推進**

- 耐震化含めた施設、管路の更新計画を一部検討中（北軽簡水）であり、更新計画策定と実施に向けた財源確保と体制整備が必要である。

**5-2-② 水道施設の防災化**

- 更新計画で管路系統の多重化などを検討するとともに、その財源確保と体制の整備を進める必要がある。

**5-2-③ 水道事業者の防災体制の整備**

- 防災計画、防災体制整備の検討及び関連事業者との相互応援体制を構築するため、その財源確保と体制の整備を進める必要がある。

**5-2-④ 給水機能の確保**

- 群馬県水道災害相互応援協定に基づいた応援体制等を確保するため、応急資機材、応援体制を拡充する必要がある。

**5-2-⑤ 復旧体制の強化**

- 速やかな復旧体制を構築するため、施設稼働に必要な体制及び資機材確保について民間活力も含め関係機関との連携を図る必要がある。

関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
5-2-①	北軽井沢簡易水道施設等更新計画	上下水道課	住宅・都市
5-2-①	中部簡易水道施設等更新計画	上下水道課	住宅・都市
5-2-①	東部簡易水道施設等更新計画	上下水道課	住宅・都市
5-2-②	水道施設の防災機能の強化	上下水道課	住宅・都市
5-2-③	水道事業者の防災体制の整備	上下水道課	住宅・都市
5-2-④	給水機能の確保	上下水道課	住宅・都市
5-2-⑤	復旧体制の強化	上下水道課	住宅・都市



## 施策の推進方針

### 5-2-① 上下水道ビジョンの策定と推進【上下水道課】

- ・施設や管路の更新計画の策定、耐震化の検討に努める。

### 5-2-② 水道施設の防災化【上下水道課】

- ・系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

### 5-2-③ 水道事業者の防災体制の整備【上下水道課】

- ・水道事業者は、防災計画を作成し、設備の巡視・点検や応急復旧に係る組織体制、動員体制など、防災体制の整備に努める。

### 5-2-④ 給水機能の確保【総務課、上下水道課】

- ・応急給水訓練とともに、他地域からの給水車受け入れ等の広域的な応援体制の整備に努める。

### 5-2-⑤ 復旧体制の強化【上下水道課】

- ・施設の早期復旧を図るため、関係機関と協定を締結し訓練を行うなど連携に努める。

**強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）**

**5-3-① 下水道施設の防災機能の強化**

- ・老朽化対策の改修計画策定に向けた施設台帳の整備を推進し、ストックマネジメント計画策定と実施に向けた財源確保及び体制を整備する必要がある。

**5-3-② 復旧体制の強化（再掲 5-2）**

- ・速やかな復旧体制を構築するため、施設稼働に必要な体制及び資機材確保について民間活力も含め関係機関との連携を図る必要がある。

**5-3-③ 下水道事業の業務継続計画の策定**

- ・下水道 BCP の定期的な内容更新を図るとともに、組織体制に合わせた実施体制を確保する必要がある。

**5-3-④ 災害時トイレ等の確保**

- ・現在、本庁舎敷地内にマンホールトイレ 5 基が設置されていることから、設備の維持管理を図る必要がある。

**関連事業**

	主な個別事業	担当課	施策分野
5-3-①	公共下水道施設等長寿命化対策 農業集落排水施設等長寿命化対策	上下水道課	住宅・都市
5-3-①	公共下水道事業ストックマネジメント計画策定 農業集落排水事業ストックマネジメント計画策定	上下水道課	住宅・都市
5-3-①	汚水処理計画の見直し	上下水道課	住宅・都市
5-3-②	復旧体制の強化（※再掲 5-2-⑤）	上下水道課	住宅・都市
5-3-③	下水道事業の業務継続計画の策定	上下水道課	住宅・都市
5-3-④	災害時用トイレの確保	総務課	リスクコミュニケーション

施策の推進方針

**5-3-① 下水道施設の防災機能の強化【上下水道課】**

- 下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進める。

**5-3-② 復旧体制の強化【上下水道課】（再掲 5-2）**

- 施設の早期復旧を図るため、関係機関と協定を締結し訓練を行うなど連携に努める。

**5-3-③ 下水道事業の業務継続計画の策定【上下水道課】**

- 下水道を早期復旧するため、業務継続計画策定を進める。

**5-3-④ 災害時トイレ等の確保【総務課】**

- 本庁舎敷地内に設置されているマンホールトイレ 5 基について、設備の適正な維持管理を図る。
- 他の施設においてもマンホールトイレの設置を検討する。
- 仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、民間業者等と協力体制を確保するとともに、家庭等での備蓄について啓発する。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
5-3-④	簡易トイレ 携帯トイレ	2,400 個	9,000 個 (600 人×5 回/日 ×3 日)	総務課

**強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）**

**5-4-① 緊急輸送道路の整備（再掲 1-1）**

- ・災害時に緊急輸送道路の閉塞が起らないよう、沿道建物の耐震化を図る必要がある。
- ・緊急輸送道路が1路線指定済みであることから、維持管理の体制強化を図る必要がある。

**5-4-② インフラ長寿命化計画（橋梁・道路）（再掲 1-1）**

- ・長寿命化計画に基づき、補修を実施しているが、さらなる長寿命化計画の促進を図る必要がある。

**5-4-③ 公共交通事業者の連携確保**

- ・今後3か年をかけて地域交通計画を策定する予定であることから、ニーズとコストの関係性を慎重に精査するとともに、そのための調査等を実施する必要がある。

**関連事業**

	主な個別事業	担当課	施策分野
5-4-①	緊急輸送道路の検討及び整備（※再掲 1-1-④）	建設課、県	住宅・都市
5-4-①	木造住宅の耐震診断及び耐震補強事業の推進（※再掲 1-1-④）	建設課、県	住宅・都市
5-4-②	道路舗装長寿命化修繕事業（※再掲 1-1-⑦）	建設課、県	住宅・都市
5-4-②	橋梁長寿命化修繕事業（※再掲 1-1-⑦）	建設課、県	住宅・都市
5-4-③	地域公共交通計画事業	企画政策課	交通・物流

## 施策の推進方針

## 5-4-① 緊急輸送道路の整備【建設課、県】（再掲 1-1）

- ・緊急輸送道路沿道建物について、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組む。
  - ・緊急輸送道路の整備や基幹的な交通ネットワークを確保し、県と協議調整を図り、維持管理の検討も行う。
- ＜交付金事業＞  
住宅・建築物安全ストック形成事業

## 5-4-② インフラ長寿命化計画（橋梁・道路）【建設課、産業課、県】（再掲 1-1）

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、架設後 100 年を目標に計画的な維持管理を推進する。
- ・道路舗装補修計画に基づき、舗装補修費のコスト縮減、道路重要度に応じた管理水準の設定等、適切な維持管理を図る。

## 5-4-③ 公共交通事業者の連携確保【企画政策課】

- ・バス、タクシー、鉄道公共交通事業者間の情報共有、連携体制確保に努める。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
5-4-①	緊急輸送道路の整備（※再掲 1-1-④）	なし	町内全域	建設課、県
5-4-①	沿道建物の耐震化（※再掲 1-1-④）	なし	町内全域	建設課、県
5-4-②	町道の長寿命化率（橋梁・道路） （※再掲 1-1-⑦）	1.4% (R2)	25.3% (R38)	建設課、県
5-4-③	地域公共交通計画の策定	未策定	策定（R4）	企画政策課

## 目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 6-1-① ため池の老朽化対策

- 現在のため池は、応桑水利組合管理となっていることから、町と応桑水利組合の情報共有を密にとる必要がある。

#### 6-1-② ため池の危険度の周知

- 現在、ため池のハザードマップ作成は行っていないが、非常時の浸水被害範囲や危険度の推定を行い、必要に応じて周辺住民への周知を検討する必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
6-1-①	多面的機能支払交付金事業	産業課	農林水産

## 施策の推進方針

### 6-1-① ため池の老朽化対策【産業課】

- ・構造的に危険度の大きいため池について、堤体の全面改修だけではなく、余水吐の通水断面の確保の優先など、堤体の部分改修を行い、安全確保に努める。また、ため池点検に基づき、管理者に対して助言・指導を行い、非常時の体制の強化に努める。

### 6-1-② ため池の危険度の周知【総務課】

- ・決壊の危険性、避難場所や避難経路に関する事項について、印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

## 目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 6-2-① 危険物施設等の安全確保および被害の防止

- ・危険物取扱い施設を把握するとともに、消防署等関係機関との情報共有体制を構築する必要がある。

#### 6-2-② 有害物質の漏えい等の防止対策の推進

- ・有害物質取扱事業者を把握するとともに、群馬県等関係機関との情報共有体制を構築する必要がある。

#### 6-2-③ PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減

- ・パンフレットによる周知を図るとともに、群馬県との協力体制を確立する必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
6-2-①	危険物施設等の安全確保および被害の防止	町民生活課	環境
6-2-②	有害物質の漏えい等の防止対策の推進	町民生活課	環境
6-2-③	PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減	町民生活課	環境



## 施策の推進方針

## 6-2-① 危険物施設等の安全確保および被害の防止【町民生活課】

- ・町内に設置されている危険物施設を把握し、種別及び対応策を検討、その準備を行う。さらに危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。  
(技術基準の遵守/自主保安体制の整備/講習会・研修会の実施/再発防止の徹底/救急・救助活動体制の整備/防災訓練の実施)

## 6-2-② 有害物質の漏えい等の防止対策の推進【町民生活課】

- ・有害物質の大規模拡散・流出による悪影響を阻止するため、有害物質取扱事業者に対する監視・指導を行う。

## 6-2-③ PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減【町民生活課】

- ・保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了の周知・啓発を行う。

## 重要業績指標 (KPI)

	指標	現状値	目標値	担当課
6-2-①	危険物施設等の安全確保および被害の防止	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課
6-2-②	有害物質の漏えい等の防止対策の推進	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課
6-2-③	PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減	関係機関と連携	関係機関と連携強化を図る	町民生活課

## 目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 6-3-① 農地や森林の適正な管理及び資源の活用（再掲 1-2、4-2）

- ・森林管理の適正化を図るとともに、計画的な間伐、育林作業等を実施する必要がある。
- ・長野原町鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲を実施するとともに、捕獲の担い手の確保に努める必要がある。

#### 6-3-② ゴミの不法投棄の根絶、清掃活動の促進

- ・規制誘導看板を設置するとともに、パトロールを強化する必要がある。

#### 6-3-③ 木質バイオマス利用施設の導入による木材の循環

- ・森林の適正な管理を行っていく際に発生した木質バイオマスをバイオマスボイラーの燃料等に有効活用することで、森林資源の循環を図る必要がある。

#### 6-3-④ 流木対策

- ・地域防災計画に基づき、流木対策の推進を図る必要がある。

#### 6-3-⑤ 斜面等の二次災害予防対策

- ・地域防災計画に基づき土砂災害対策の促進を図る必要がある。

#### 6-3-⑥ 砂防ボランティアの受入れ体制整備

- ・砂防ボランティアや斜面判定士の応援派遣に備え、受け入れ体制の整備を図る必要がある。

#### 6-3-⑦ 住民による定期的な点検

- ・各区と連携し、住民による定期的な点検の促進を図る必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
6-3-①	町有林保全整備事業（※再掲 1-2-③、4-2-⑤）	産業課	農林水産
6-3-①	森林整備担い手対策事業 （※再掲 1-2-③、4-2-⑤）	産業課	農林水産
6-3-①	有害鳥獣対策事業	産業課	農林水産
6-3-②	ゴミ不法投棄対策	町民生活課	環境
6-3-④	治山事業	産業課	国土保全
6-3-⑤	急傾斜地崩壊対策事業（※1-3-①再掲）	建設課、県	国土保全
6-3-⑦	多面的機能支払交付金事業	産業課	リスクコミュニケーション

## 施策の推進方針

## 6-3-① 農地や森林の適正な管理及び資源の活用【産業課】（再掲 1-2、4-2）

- ・森林経営管理制度等により、森林管理の適正化を図るとともに、美しい森林づくり基盤整備事業等により、計画的な間伐や育林作業等の実施に努める。
- ・荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を進める。

## 6-3-② ゴミの不法投棄の根絶、清掃活動の促進【町民生活課】

- ・ゴミ・廃棄物等の規制誘導を促進する。

## 6-3-③ 木質バイオマス利用施設の導入による木材の循環【産業課】

- ・森林の適正な管理を行っていく際に発生した木質バイオマスをバイオマスボイラーの燃料等に有効活用することで、森林資源の循環を図る。

## 6-3-④ 流木対策【建設課、産業課】

- ・豪雨災害時には、溪流内の流木が橋梁で流路を閉塞させ、土砂・洪水氾濫が発生するおそれがあるため、情報収集体制の整備や流木撤去体制の整備に努める。

## 6-3-⑤ 斜面等の二次災害予防対策【建設課、産業課、県】

- ・土石流の発生等の二次災害予防のため、災害発生の危険性がある箇所をあらかじめ把握しておき、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。
- ・宅地造成工事規制区域外の開発に対し、地震時の滑動崩壊のおそれのある宅地の位置、規模を特定し、宅地の耐震化目標の設定や宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を推進する。

## 6-3-⑥ 砂防ボランティアの受入れ体制整備【総務課】

- ・土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

## 6-3-⑦ 住民による定期的な点検【建設課、産業課】

- ・日頃から周辺の状況に目を配り、点検を行い、適正な管理を行うように促す。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
6-3-①	被害金額（※再掲 1-2-③、4-2-⑤）	2,497 千円 (H30)	1,747 千円 (R4)	産業課

## 目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 6-4-① 観光ボランティア等の人材育成

- 一般社団法人つなぐカンパニーながのはらの人材育成事業の一環でハッ場地区のガイドの育成と町全体の組織化を進めており、今後はより多くの住民の参加を得ることが必要である。
- 観光パンフレットの製作、長野原町観光HPの一本化、一般社団法人つなぐカンパニーながのはら及び各観光協会と連携しSNS等を利用した情報提供を実施しているが、引き続き関係各所と連携し長野原町のPRに努める必要がある。

#### 6-4-② 風評被害の防止

- 災害発生時における風評被害を防止するため、正確な災害情報の収集や伝達を行う体制を構築する必要がある。
- 災害時に速やかな情報発信が行えるよう、想定する災害シナリオに基づいた情報発信訓練を行い、担当者の役割や情報機器の操作方法等の確認を行う必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
6-4-①	観光宣伝広告事業	企画政策課 産業課	人材育成
6-4-②	情報発信訓練の実施	総務課	行政／警察・消防／ 防災教育

## 施策の推進方針

## 6-4-① 観光ボランティア等の人材育成【企画政策課、産業課】

- ・観光ボランティアを育成し、観光客への宣伝および満足度を向上させる。

## 6-4-② 風評被害の防止【総務課】

- ・災害発生時における風評被害を防止するため、正確な災害情報の収集や伝達を行う体制の構築に努める。
- ・災害時に速やかな情報発信が行えるよう、想定する災害シナリオに基づいた情報発信訓練を行い、担当者の役割や情報機器の操作方法等の確認を行う。

## 重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
6-4-①	ハッ場地区におけるガイド養成	0人	10人	企画政策課
6-4-②	情報発信訓練	0回	1回	総務課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

7-1- ごみ処理における広域連携の検討

- ・災害廃棄物処理計画の策定を検討中であることから、広域との情報共有体制の構築が必要である。

7-1- 災害廃棄物の仮置場の確保

- ・災害廃棄物の仮置場として、東部は第一小学校、中部は与喜屋屋内運動場駐車場、西部はふれあい広場の3か所を選定する。
- ・広域的な情報共有体制の構築を図る必要がある。

関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
7-1-	ごみ処理における広域連携の検討	町民生活課	環境
7-1-	ごみ処理における広域連携の検討	町民生活課	環境

施策の推進方針

7-1-① ごみ処理における広域連携の検討【町民生活課】

- ・災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うため、人材の確保と実効性を高めるため、広域連携を含めた災害廃棄物処理計画を策定する。

7-1-② 災害廃棄物の仮置場の確保【町民生活課】

- ・甚大な災害が発生した場合、仮置場が不足するため、事前に仮置場の候補地を選定する。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
7-1-①	郡内6町村で設置検討	吾妻環境施設 組合設立	令和12年度 施設整備を目指す	町民生活課
7-1-②	郡内6町村で設置検討	吾妻環境施設 組合設立	令和12年度 施設整備を目指す	町民生活課

## 目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 7-2-① 応援・受援体制の整備（再掲 3-2）

- ・火災又は地震等の災害時における応援に関する協定（郡内町村、吾妻広域 平成 23 年 9 月）、災害時における相互応援に関する協定（千葉県いすみ市 平成 23 年 5 月）を締結していることから、必要な職員を確保できるよう応援体制の整備と応援部隊の受入れ体制の整備を図る必要がある。

#### 7-2-② 復旧・復興を担う人材等の育成

- ・群馬県等主催による応急危険度判定士の講習会は行われているが受講資格において、1 級・2 級建築士を対象としており現職員で有資格者がいないため養成や実施体制の整備を図る必要がある。

#### 7-2-③ 地域防災力の強化（再掲 2-3）

- ・各地区消防団員による消火訓練（消火器・消火栓水出し）を実施するとともに、自家用消火器や火災報知器設置促進を図る必要がある。
- ・今後とも、施設消防計画策定の促進・相談を行っていく必要がある。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
7-2-①	受援体制の整備（※再掲 3-2-⑥）	総務課	行政／警察・消防／防災教育
7-2-③	消防団再編実施計画事業（※再掲 2-3-⑥）	総務課	リスクコミュニケーション



施策の推進方針

7-2-① 応援・受援体制の整備【総務課】（再掲 3-2）

- あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。
- 大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結も検討する。
- 大規模災害発生時には、県、他県、国からの応援派遣が考えられることから、連携体制、受援体制の整備に努める。
- 代替職員の確保も検討する。

7-2-② 復旧・復興を担う人材等の育成【総務課、税務課】

- 被災した建築物や宅地の危険度判定を実施する被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成や実施体制の整備を進める。
- 判定士の受講料の支援を行う。

7-2-③ 地域防災力の強化【総務課】（再掲 2-3）

- 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及に努める。
- 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化に努める。
- 施設消防計画策定の促進・相談を行う。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
7-2-③	消防団員（※再掲 2-3-⑥）	138人 (R2)	185人 (R7)	総務課

## 目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

#### 7-3-① 地域コミュニティの強化

- 一般社団法人つなぐカンパニーながのはらについては、昨年度から精力的に事業を進めており、その活動支援も行っている。
- 行政との連携という面では、企画政策課をだけでなく、関係課が直接一般社団法人つなぐカンパニーながのはらとの連携を模索する必要がある。

#### 7-3-② 地籍調査の推進

- 災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できるよう、地籍図を整備し土地境界等を明確にする必要がある。
- 地籍調査を促進するためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、災害を受けた場合においても、簡便で迅速な境界復元の協力が得られる体制づくりが重要である。

### 関連事業

	主な個別事業	担当課	施策分野
7-3-①	（一社）つなぐカンパニーながのはら支援	企画政策課	リスクコミュニケーション
7-3-①	自治会活動活性化支援	企画政策課	リスクコミュニケーション
7-3-②	国土調査事業	建設課	リスクコミュニケーション

施策の推進方針

7-3-① 地域コミュニティの強化【企画政策課】

- ・災害時にお互いが協力しあうことができるように、日頃から住民同士の交流を持てるように支援する。  
また、自主防災組織の結成、活動、一般社団法人つなぐカンパニーながのはらの活動への支援等に努める。

7-3-② 地籍調査の推進【建設課】

- ・地籍図を整備し土地境界等を明確にすることにより、災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できる環境の整備に努める。

重要業績指標（KPI）

	指標	現状値	目標値	担当課
7-3-①	つなカンミーティング	7回 (R3)	5年間で30回	企画政策課
7-3-②	国土調査事業実施状況	37% (R2) (全110.26km <sup>2</sup> の内 40.53km <sup>2</sup> 済)	50%	建設課



## **第5章 計画の推進と進捗管理**

---

## 1 対応方策の重点化と優先順位の設定

地域の特性を踏まえ、影響が大きいもの、緊急度を要するものを町総合計画や町地域防災計画等より総合的に勘案し、重点化すべき対応方策・優先順位を決定します。

## 2 対応方策の推進と進捗管理

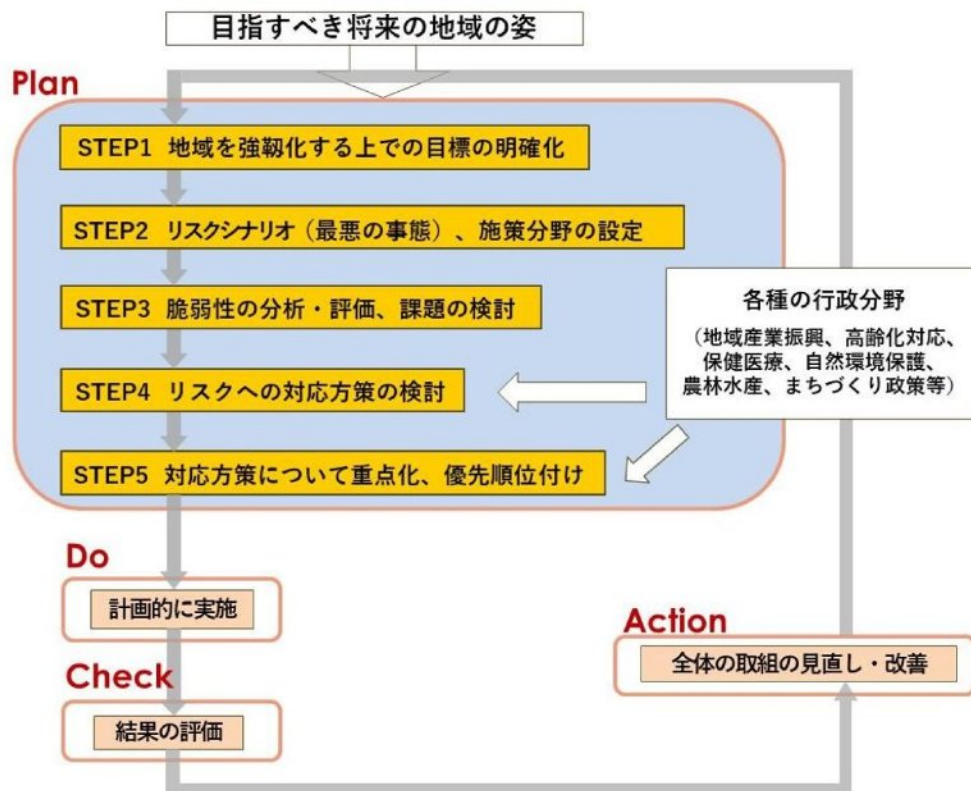
本計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下、国、県、関係機関並びに民間事業者、NPO等の関係者による取組を進めます。地域強靱化の取組を着実に推進するため、KPI(重要業績評価指標)等に基づく進捗管理を実施します。

## 3 計画の見直し

本計画の進捗管理に当たっては、毎年度の進捗状況の把握のもと、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを推進していきます。

施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに計画全体を見直します。また、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、本計画を見直します。

見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する計画との、双方向の連携を考慮します。



リスクシナリオごとの施策一覧

起きてはならない最悪の事態	重点	事態を回避するための施策			
<b>1 人命の保護が最大限図られる</b>					
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	◆	① 建物の耐震化 ② 建築物の防火対策 ③ 公共施設の長寿命化 ④ 緊急輸送道路の整備 ⑤ 空き家の抑制・除却・利活用 ⑥ 住宅地の敷地境界の生垣化、植栽の促進 ◆ ⑦ インフラの長寿命化（橋梁・道路） ⑧ 市街地整備 ⑨ 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 ⑩ 避難所の施設・設備の整備 ⑪ 避難路の整備 ⑫ 案内標識の整備 ◆ ⑬ 消防力の整備 ◆ ⑭ 防災教育の推進、防災意識の啓発	2-3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	① 消防機関における応援体制の整備 ② 救援活動拠点の整備 ③ 救急・救助用資機材の整備 ◆ ④ 消防力の整備 【再掲】1-1 ◆ ⑤ 自主防災組織への支援 【再掲】1-5 ◆ ⑥ 地域防災力の強化 ⑦ 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施	5 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	◆	① 流域治水対策の推進 ◆ ② 水防体制の充実 ③ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用	2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	① 地域医療連携の強化 ② 救護所の設置・運営体制の整備 ③ 医薬品、医療資機材の備蓄 ④ こころのケア体制の整備	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 ◆ ① 新エネルギーの導入 ◆ ② 非常用発電機の整備 ③ ライフラインの災害対応力強化
1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	◆	① 土砂災害対策 ◆ ② 避難情報等の伝達体制の整備 ◆ ③ 総合防災ハザードマップの周知 ◆ ④ 土砂災害警戒区域等の実態調査と防災パトロールの強化 ◆ ⑤ 要配慮者の避難 ⑥ 火山災害に備えた広域連携体制の強化	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	① 感染症対策の実施 ② 保健体制の整備 ③ 感染症に対応した物資の整備 ④ 指定避難所（小・中学校）におけるゾーニング ◆ ⑤ 要配慮者の避難【再掲】1-3、1-5	5-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む） ◆ ① 上下水道ビジョンの策定と推進 ◆ ② 水道施設の防災化 ③ 水道事業者の防災体制の整備 ④ 給水機能の確保 ⑤ 復旧体制の強化
1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	①	① 雪崩・吹雪対策施設の整備 ② 雪に強い道路の整備 ③ 除雪体制の整備	3 必要不可欠な行政機能は確保する	<b>6 制御不能な二次災害を発生させない</b>	
1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	◆	① 情報通信体制の整備 ◆ ② 情報通信設備の充実・多ルート化 ③ 情報通信訓練への参加 ◆ ④ 自主防災組織への支援 ◆ ⑤ 防災教育の推進、防災意識の啓発【再掲】1-1 ◆ ⑥ 要配慮者の避難【再掲】1-3 ◆ ⑦ 防災計画の充実	3-1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発	① 災害時警備機能の強化 ② 災害に備えた道路環境の整備 ③ 地域の治安維持の体制構築 ④ ラウンドアバウトの導入	6-1 防災施設や貯水池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 ◆ ① ため池の老朽化対策 ② ため池の危険度の周知
<b>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>					
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	①	① 防災備蓄品の充実 ② 住民等への備蓄の啓発 ③ ヘリポートの確保 ④ 道路の応急復旧体制等の整備 ⑤ 物資の調達・供給体制の強化 ◆ ⑥ 水道施設の更新・耐震化	3-2 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	① 代替場所や仮設庁舎の検討 ② 連続運転可能な非常用発電方式の採用 ③ 庁舎内断水等に備えた対応 ④ 職員の非常参集体制の整備および訓練 ⑤ 職員に対する応急活動の周知や訓練の実施 ⑥ 応援体制の整備 ◆ ⑦ 防災中枢機能の整備 ◆ ⑧ 災害活動拠点の整備 ◆ ⑨ 公的機関等の業務継続性の確保	6-2 有害物質の大規模拡散・流出 ① 危険物施設等の安全確保および被害の防止 ② 有害物質の漏えい等の防止対策の推進 ③ PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①	① 山間部の道路啓開体制の整備 ② 道路ネットワークの機能強化	4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	<b>7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>	
	◆	① 企業の業務継続計画策定の普及・啓発 ◆ ② エネルギー供給体制の強化および連携	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギーの供給の停止等による企業活動等の停滞	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ① ごみ処理における広域連携の検討 ◆ ② 災害廃棄物の仮置場の確保	
	①	① 農業基盤整備事業の推進 ② 農林業環境における自然災害対策の拡充 ③ 一般事業者等との連携体制の整備 ④ 物流機能の維持・確保 ⑤ 農地や森林の適正な管理及び資源の活用【再掲】1-2	4-2 食料等の安定供給の停滞	7-2 復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、町や生活の復旧・復興が大幅に遅れる事態 ① 応援・受援体制の整備【再掲】3-2 ② 復旧・復興を担う人材等の育成 ◆ ③ 地域防災力の強化【再掲】2-3	
	①	① 地域コミュニティの強化 ◆ ② 地籍調査の推進		7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※◆は重点施策